

名古屋市文化芸術推進計画 2030 (案)

はじめに

文化芸術を取り巻く国際的な潮流をみると、多様性、包摂性、持続可能性をキーワードとした新たな社会の実現に対して、文化芸術の果たす役割が大きいということが共通認識となりつつあります。すなわち、文化芸術そのものの価値を高めるだけでなく、関連分野との積極的な連携を通じて、新たな社会的・経済的価値を創出することが求められています。本市においても、こうした潮流を踏まえ、文化芸術そのものの振興だけでなく、文化芸術の持つ創造性を活かした新たな価値の創出を図っていく必要があります。

本市はこうした考えに基づき、私たちの暮らしに彩りをもたらし、世代や地域、言語や価値観を超えて人と人をつなぐ力を持つ文化芸術の力を都市の持続的な発展に活かすべく、令和 6（2024）年度に「名古屋市文化芸術推進基本条例」を制定し、市民とともに文化芸術を育むまちづくりを目指しています。

本計画は、名古屋市文化芸術推進基本条例の掲げる理念を体現するもので、今後の 5年間を見据えて、文化行政の着実な推進や、文化芸術を社会課題の解決に活かしていくための指針として策定するものです。「芸どころ名古屋」の歴史を背景に、文化芸術的視点からの創造性を中核に据え、他分野を横断する取り組みを推進することで、文化芸術の持つ多様な価値を好循環させる創造都市の実現へつなげてまいります。

本市は、本計画を市民、文化関係者、民間事業者、行政など多様な主体が連携し、その創造性を十分に発揮できる環境を整備する羅針盤とすることで、魅力と活力にあふれる名古屋の実現を目指します。

※本計画においては、活用するという意味の「いかす」を「活かす」と表記しています。

名古屋市文化芸術推進計画 2030 目次

名古屋市文化芸術推進計画 2030（要旨）	1
第1章 策定の趣旨	3
1 基本的な考え方	3
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	5
4 この計画における文化芸術の定義	5
5 期待される各主体の役割	5
(1) 市民	5
(2) 文化芸術関係者	5
(3) 民間事業者	6
(4) 名古屋市	6
第2章 文化芸術を取り巻く状況	7
1 名古屋の文化的背景	7
2 本市の文化行政	8
3 文化芸術推進計画 2025 の振り返りと課題	9
4 文化芸術を取り巻く潮流及び現状	13
(1) 国の文化芸術政策の動向	13
(2) 人口減少	14
(3) 新型コロナウイルス感染症の影響	14
(4) 子ども・若者の文化体験が及ぼす影響	16
(5) 市民の意識	17
(6) 文化芸術関係者の現状	20
(7) 文化施設	26
第3章 施策の全体像	29
1 スローガン	29
2 文化芸術推進三箇条	29
3 四つの視点と各視点に紐づく施策	29

第4章 施策の展開	31
1 文化芸術推進三箇条	31
(1) 其の一 文化芸術の振興及び他分野連携を推進します	31
(2) 其の二 多様な文化芸術活動の拠点として文化施設の整備・管理運営を推進します	35
(3) 其の三 文化芸術を支える財源の確保に努めます	35
2 各視点ごとの重点施策及び基本施策	36
＜親しむ＞	36
(1) 子ども・若者への文化体験機会の提供	36
(2) 誰もが等しく文化芸術を享受する機会の拡大	37
(3) 文化芸術情報の発信力の強化	38
(4) 文化芸術資源の継承・保存	38
＜磨き育てる＞	39
(1) 若手アーティストの支援	39
(2) 創造的文化芸術活動及び市民文化芸術活動の支援	40
(3) 文化・歴史資源の活用	41
＜活かす＞	42
(1) 文化芸術を活かしたまちづくり	42
(2) 観光、国際交流、福祉等他分野との連携	43
＜支える＞	46
(1) 新たな劇場の整備（市民会館の改築）	46
(2) 文化施設の整備・管理運営	49
(3) 文化芸術を支える資金等の活用	50
第5章 評価指標	51
【参考】各局における文化芸術関連事業例	52
【参考】各区における文化芸術関連事業例	54

名古屋市文化芸術推進計画 2030(要旨)

<スローガン> 日常に文化を、名古屋に彩りを

今もこのまちの日常に根づく、「芸どころ名古屋」の気風は、独自の文化芸術とともに受け継がれ、社会に活力を生み出し、その力が文化芸術活動をさらに活性化させてきました。

本市は、時代の変化を見据えながら、文化芸術への親しみを広げ、磨き育て、その力を多様な場面で活用し、文化芸術活動を支える基盤を整備することで、日常が文化芸術で満たされ、このまちに根差した文化芸術が持つ多様な価値が活きる、彩りあふれる名古屋を目指していきます。

文化芸術推進三箇条	其の一 文化芸術の振興及び他分野連携を推進します 本市の文化芸術を推進し、都市の魅力向上を図る名古屋アーツカウンシルを軸に、名古屋市文化芸術推進評議会からの政策提言、助言・評価を受けながら、クリエイティブ・リンク・ナゴヤ、名古屋市文化振興事業団、名古屋フィルハーモニー交響楽団とともに、市民、文化芸術関係者、民間事業者の自発的な活動の場を整え、文化芸術の振興及び他分野連携をより一層推進し、文化芸術が創出するさまざまな価値を活かすことで、まちの魅力と活力を生み出します
	其の二 多様な文化芸術活動の拠点として文化施設の整備・管理運営を推進します 市民が文化に触れ、学び、表現し、繋がっていく基盤である文化施設について、時代に応じてその役割を果たし続けられるよう、適切な維持保全、改修等を推進します 市民会館はまちに開かれた「新たな劇場」として整備し、誰もが気軽に文化芸術に触れられる中核施設として、貸館事業や自主事業などでの多様な取り組みにより「文化芸術の裾野拡大」を図ります
	其の三 文化芸術を支える財源の確保に努めます 文化芸術を継続的に支えるため、国費・県費・民間資金の活用及び個人寄附等により、文化芸術に係る財源の確保に努めます



第1章 策定の趣旨

1 基本的な考え方

名古屋において長年にわたり受け継がれてきた独自の文化芸術は、社会に活力を生み出し、さらに文化芸術それ自体に活力をもたらししてきました。今後も名古屋が都市の求心力を高めながら、持続的に発展していくためには、文化芸術により生み出されるさまざまな価値の重要性を十分に認識して、この文化芸術と社会との相互作用を維持していく必要があります。

文化芸術のたゆまぬ創造を促し、誰もが等しく文化芸術を享受できるような環境の整備を図るとともに、文化芸術の多様な価値を好循環させ、名古屋を「魅力と活力にあふれるまち」にしていきます。

2 計画の位置付け

本市は、令和 3（2021）年度に、5 年間の計画期間（令和 3（2021）～ 7（2025）年度）で、文化芸術推進の基本的な考え方等をまとめた「名古屋市文化芸術推進計画 2025」（以下、文化芸術推進計画 2025 という。）を策定し、文化芸術推進施策を実施してきました。

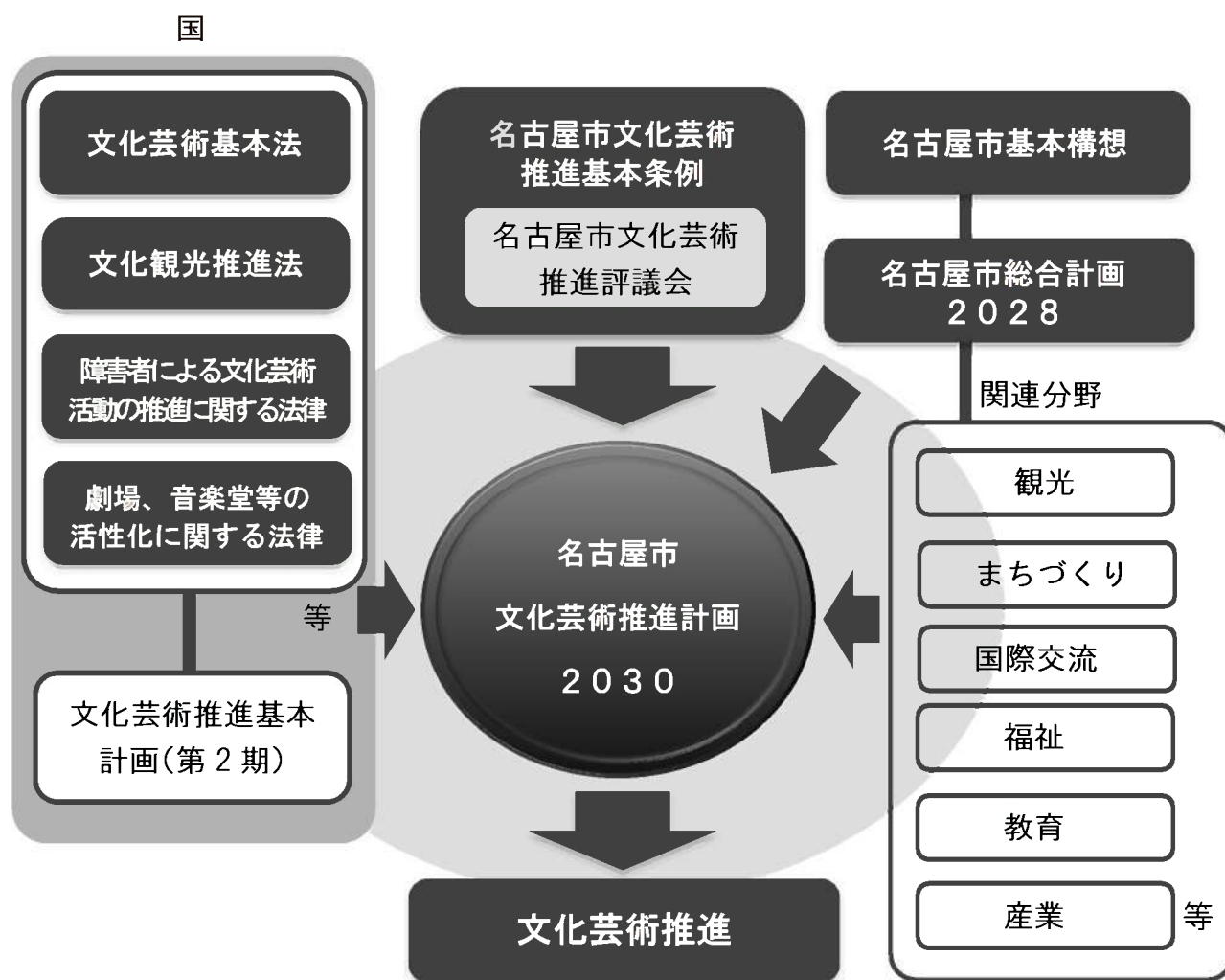
また、文化芸術の振興及び文化芸術により生み出される価値の関連分野への活用を推進するために、名古屋市文化芸術推進基本条例（以下、文化芸術推進基本条例という。）を制定し、令和 6（2024）年 4 月 1 日に施行しました。文化芸術推進基本条例の第 7 条では、「推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術の推進に関する基本的な計画を定めなければならない。」としています。

このため、これまでの本市の施策を振り返り、国の文化芸術施策の動向や文化芸術を取り巻く環境に対応するとともに、名古屋の文化芸術の底上げとその裾野を拡大しながら、より一層名古屋の文化芸術を推進していくため、次期計画として「名古屋市文化芸術推進計画 2030」を策定することとしました。

この計画は、本市の総合計画である「名古屋市総合計画 2028」で定められた、めざす都市像 5「魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれた都市」の施策 38「歴史・文化に根ざした魅力向上を図ります」に基づく文化芸術に関する行政計画であり、文化芸術と密接な関係のある観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各分野とも関連しています。

なお、本計画は、文化芸術推進基本条例に基づき設置された名古屋市文化芸術推進評議会（以下、文化芸術推進評議会という。）の答申を踏まえ策定しています。

○計画の位置付けのイメージ図



○文化芸術推進基本条例（名古屋市文化芸術推進計画関係分）

- 第 7 条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術の推進に関する基本的な計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。
- 2 市長は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ名古屋市文化芸術推進評議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、推進計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前 3 項の規定は、推進計画の変更について準用する。

3 計画期間

計画期間は、本市の文化芸術推進基本条例に基づき、長期的な展望を踏まえつつ、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。なお、本計画は施策の進捗状況を踏まえ、適宜内容を見直ししながら進めます。

4 この計画における文化芸術の定義

この計画において「文化芸術」とは、文化芸術基本法における文化芸術の定義「芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・国民娯楽及び出版物、文化財」を踏まえたものとしています。なお、文化施設など一般的に利用されている熟語は「文化」を用いています。

【参考】文化芸術基本法に記載されている文化芸術（抜粋）

分 野	例
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化・国民娯楽及び出版物	生活文化（茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋、その他の国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

5 期待される各主体の役割

(1)市民

市民は、文化芸術活動の主役で、担い手で、また生活者でもあります。ひとりひとりの生活の中で文化芸術に親しみ、磨き育て、活かし、支えていくことで、シビックプライドを醸成しながら、文化芸術の発展を図ることが期待されます。

(2)文化芸術関係者

文化芸術に関わる芸術家、クリエイター、伝統芸能の伝承者、文化芸術団体、研究者等は、文化芸術を磨き育て、活かしていく役割を担っています。また、文化施設の管理・運営者、技術者等が文化芸術活動を支えながら、自発的に新たな事業を企画し、実現していくことが期待されます。

さまざまな文化芸術関係者において、文化芸術活動が文化芸術の推進に資するもの

であることを認識し、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図ることが期待されます。

(3)民間事業者

民間のホール、劇場、映画館等は名古屋の文化芸術を支える大切な基盤となっています。また、企業における社会貢献や地域貢献の観点での文化芸術活動への支援は、文化芸術の推進において大事な役割を担っています。

事業者は各々の実情を踏まえつつ、事業活動を通じて、文化芸術の推進に貢献することが期待されます。

(4)名古屋市

文化芸術の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施します。

名古屋アーツカウンシルを軸に、公益財団法人名古屋市文化振興事業団（以下、名古屋市文化振興事業団）、公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団（以下、名古屋フィルハーモニー交響楽団）、クリエイティブ・リンク・ナゴヤと連携しながら、さまざまな分野において文化芸術を活用することで、地域の活力を生み出します。また、美術館等の教育文化施設を始めとする本市各部署及び国や他の地方公共団体、市民、文化芸術関係者、民間事業者との連携に努めます。

■コラム:「アーツカウンシル」とは？

一般に「アーツカウンシル」とは、文化芸術に対する助成を基軸に、行政と一定の距離を保ちながら、公正で効率的な文化芸術支援をしていくための専門機関のことを指します。

アーツカウンシルの先駆けはイギリスの「アーツカウンシル・イングランド（ACE）」であり、文化芸術団体あるいはプロジェクトに助成金を支給するほか、芸術教育、芸術経営、スポンサー探し、企業とのパートナーシップ等の支援を担う公的機関です。ACEは、政府と芸術団体等が一定の適切な距離を保つ「アームズ・レングスの原則」に基づき、政府から独立して意思決定を行うことができる仕組みとなっています。

我が国においても、国のアーツカウンシル機能を独立行政法人日本芸術文化振興会（※）が担っているほか、地方自治体が地域アーツカウンシルを設置する例も増えてきています。地域アーツカウンシルの組織形態や規模、活動内容や設置方法はさまざまですが、概ね専門人材による助言、審査、評価、調査研究等の機能を有しており、日本の「アーツカウンシル・ネットワーク」には令和 7（2025）年 6 月現在、20 団体が加盟しています。

※我が国の伝統芸能及び現代舞台芸術の中核的拠点、文化芸術活動に対する公的支援の役割を担う機関。
主な事業として、文化芸術活動に対する援助、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用、劇場施設の貸与、日本博の運営・実施がある。

第2章 文化芸術を取り巻く状況

1 名古屋の文化的背景

名古屋は、約 1900 年前に三種の神器のひとつである草薙の剣^{くさなぎ つるぎ}が熱田の地に祀られ、古墳時代には大型の前方後円墳が築造される等、長い歴史を持つまちです。また、古来より鎌倉街道、のちの「東海道」が東西を結び、人々が行き交う場所でした。

名古屋がこの地域の拠点として発展する契機となったのは、1610 年の名古屋城の築城開始と、それに伴って清須の町が名古屋城の城下町として移転してきた「清須越」にあります。

江戸期においては、尾張徳川家の初代藩主義直、七代藩主宗春など歴代の藩主の多くが文化や学問の振興に取り組み、さまざまな文化芸術活動が活発になりました。特に茶道や能、狂言等、武家のたしなみとされる文化・芸能が花開くとともに、町民にも芝居等の文化が広まりました。また、俳諧、文学、出版、歌舞伎、長唄等、幅広い分野の文化・芸能が飛躍的に盛んになり、「芸どころ名古屋」の気風が培われました。

一方、名古屋は、木曾からの木材の集散地であり、木材を細工する技能に富んだ土地柄であったこともあり、この時期には華やかなからくり人形を持つ山車が作られ、現在にもその伝統は息づいています。

明治以降は、自動織機の発明をきっかけとして、世界をリードする自動車産業や機械産業、航空機産業等の豊かな産業が発展していきました。また、近隣に日本六古窯に数えられる瀬戸や常滑があることで、陶磁器素地に絵付けを施し輸出する産業が盛んとなり、現在でも中村区則武で製造されている陶磁器は世界に誇るブランドとして知られています。加えて、世界三大ウールのひとつである「尾州ウール」の隣接地として、織物の技能において国内外の有名な縫製メーカーからも注目されています。

このように、当地域は江戸時代に培われた芸どころ名古屋の気風が、産業の発展とともに新たな文化やものづくりの技にも受け継がれています。

2 本市の文化行政

昭和 53（1978）年 3 月の「市民文化をすすめるための提言」（名古屋・市民文化懇談会）を受けて、昭和 57（1982）年度に名古屋市市民文化振興事業積立基金（以下、市民文化振興事業積立基金という。）を設置し、昭和 58（1983）年度に名古屋市文化振興事業団を設立しました。

平成 5（1993）年 6 月には、「文化都市なごやの飛躍をめざして（提言）」（文化都市なごやを考える懇談会）において、名古屋が文化都市として更に飛躍するための具体的な事業や施策について提言を受けています。

平成 21（2009）年度には、名古屋市文化振興に関する有識者懇談会の提言を受け、名古屋市文化振興計画を策定した後、平成 28（2016）年度に名古屋市文化振興計画 2020、令和 3（2021）年度に文化芸術推進計画 2025 を策定し、文化芸術の推進に取り組んできました。

令和 4（2022）年 10 月には名古屋アーツカウンシルの実働組織として、文化芸術団体・芸術家への支援や先駆的な取り組みの実践、調査研究等の機能を有する「クリエイティブ・リンク・ナゴヤ」を設置しました。また、令和 6（2024）年 4 月には文化芸術の推進に関する基本理念を定めるとともに、市の責務や文化芸術活動を行う者・事業者の役割等を明らかにし、本市の文化芸術の推進を総合的・計画的に実施するために文化芸術推進基本条例を制定しました。本条例の施行に伴い、本市の文化芸術施策に対する提言機能と文化芸術事業に対する助言・評価機能を有する文化芸術推進評議会が設置され、クリエイティブ・リンク・ナゴヤと併せて文化芸術を推進する体制である、名古屋アーツカウンシルが本格的に始まりました。

○本市の文化行政に関する主な流れ

年	事 項
昭和 53（1978）年	「市民文化をすすめるための提言」（名古屋・市民文化懇談会）
昭和 57（1982）年	市民文化振興事業積立基金 設置
昭和 58（1983）年	名古屋市文化振興事業団 設立
平成 5（1993）年	「文化都市なごやの飛躍をめざして（提言）」（文化都市なごやを考える懇談会）
平成 6（1994）年	市民文化に関する事項を教育委員会から市民局（平成 12 年度から市民経済局）へと移管
平成 21（2009）年	名古屋市文化振興計画 策定
平成 25（2013）年	名古屋市文化振興計画 重点プロジェクトの改定
平成 28（2016）年	組織改正による観光文化交流局の設置に伴い、文化振興室（令和 4 年度から文化芸術推進課）も市民経済局から同局内に移管 名古屋市文化振興計画 2020 策定
令和 3（2021）年	名古屋市文化芸術推進計画 2025 策定
令和 4（2022）年	クリエイティブ・リンク・ナゴヤ 設置
令和 6（2024）年	文化芸術推進基本条例 制定 文化芸術推進評議会 設置

3 文化芸術推進計画 2025 の振り返りと課題

文化芸術推進計画 2025 は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けていた令和 2 (2020) ～3 (2021) 年度にかけて策定しました。当時、すでに文化芸術を取り巻く状況は厳しくなっており、コロナ禍はさらにその状況に拍車をかけていたことから、「文化芸術が生きるまち・芸どころなごや～文化芸術の灯を守り輝かせ、豊かな未来を創造する～」を基本理念に掲げ、規模を縮小する等さまざまな感染症対策を行いながら文化芸術事業を継続して実施し、また各文化施設も供用を継続し活動の場の維持を図ることで、文化振興に取り組みました。また、クリエイティブ・リンク・ナゴヤを設置し、さらに文化芸術推進基本条例に基づいた文化芸術推進評議会を設置することで、本市の新たな文化芸術推進体制である名古屋アーツカウンシル体制を構築しました。

○名古屋市文化芸術推進計画 2025 の評価指標

	指 標	策定時	現状値※	目 標	出 典
全 体	市民の名古屋文化の評価 「文化的なまちだと思う」、「どちらかといえば文化的なまちだと思う」の割合	51.4%	44.4%	62%	策定時： ネットモニターアンケート (R2) 現状値： 市政アンケート (R6)
重 点 項 目	名古屋版アーツカウンシル 支援件数	5 件／年 (R2 試行時)	51 件 (累計支援 件数)	50 件 (累計支援 件数)	策定時： 名古屋市データ (R2) 現状値： 名古屋市データ (R6)
	ユネスコ創造都市ネットワーク ネットワーク交流事業件数	4 件／年	16 件 (累計事業 件数)	30 件 (累計事業 件数)	現状値： 名古屋市データ (R6)
	文化をホール、美術館等で直接鑑賞 をした市民の割合 (直近 3 年間)	86.0%	83.5%	89%	策定時： ネットモニターアンケート (R2) 現状値： 市政アンケート (R6)
親 し む	市民の名古屋の鑑賞環境の評価 (魅力的な公演や展覧会がある)	17.2%	12.8%	20%	策定時： ネットモニターアンケート (R2) 現状値： 市政アンケート (R6)
	市民の文化情報の入手環境の評価 (公演や展覧会に関する情報が入手しやすい)	17.2%	7.4%	20%	策定時： ネットモニターアンケート (R2) 現状値： 市政アンケート (R6)
磨 く	芸術家の数	11,850 人	12,460 人	12,870 人	策定時： 国勢調査 (H27) 現状値： 国勢調査 (R2)

	指 標	策定時	現状値※	目 標	出 典
磨 く	名古屋独自の歴史や文化に 根ざした事業（やっとかめ文化祭） の認知	27.1%	5%	30%	策定時： ネットモニターアンケ ート（R2） 現状値： 市政アンケート（R6）
活 か す	名古屋独自の魅力や文化で自信を 持って紹介できるものがある市民 の割合	59.8%	46.7%	78%	策定時： 市総合計画（H30） 現状値： 市総合計画（R6）
支 え る	文化施設利用率	92.1%	87.7%	90%以上	策定時： 名古屋市データ（H30） 現状値： 名古屋市データ（R6）
	文化施設利用者満足度	99.5%	99.3%	90%以上	
	文化関連産業				
	就業者数	29,768 人 (27,687 人)	25,346 人	32,700 人	策定時： 経済センサス基礎調査 （H26）※上段 経済センサス活動調査 （H28）※下段 現状値： 経済センサス基礎調査 （R3）
	事業所数	2,941 事業所 〔2,738 事業所〕	2,468 事業所	3,235 事業所	

※現状値は本計画策定審議時における最新の数値。

※策定時と現状値では、モニターアンケート、市政アンケートで対象・実施方法が異なることに注意する。

※策定時の経済センサス活動調査（H28）は民営事業所（国及び地方公共団体の事業所を除く事業所）のみを対象とする数値を記載しているため、参考値とする。

○文化芸術推進計画 2025 の振り返りと課題

区分	施 策	振り返りと課題
親 し む	○文化芸術を享 受する機会の 拡大 ○子ども・青少 年の創造性・ 人間性の育成 ○国内外に向け た情報発信力 の強化	・本市や名古屋市文化振興事業団、名古屋フィルハーモニー交響楽団、各施設の事業やアウトリーチ活動等を通じ、子どもたちを始めとした多くの市民に、文化芸術に気軽に触れられる機会を提供している。 ・文化芸術推進評議会では学校での部活動や文化芸術活動の縮小による子どもの文化体験機会が減少しており、対応が必要という意見をいただいている。また、経済格差による文化体験格差も発生している（p16 参照）ことから、対応が求められている。 ・今後必要な取り組みとして「身近な施設で、気軽に、文化芸術を鑑賞できる機会を提供する」及び「まちなかで、日常的に、文化芸術に触れる機会を提供する」が求められている（p19 参照）ことから、引き続きこれらの施策を行う必要がある。 ・情報発信については、名古屋の文化芸術環境は「公演や展覧会に関する情報が入手しにくい」という意見が「特になし」を除き最も多いため（p18 参照）、チラシ配架やマスコミへの情報提供など既存の取り組みだけでなく、SNS の発信に力を入れる等対応が求められている。

区分	施策	振り返りと課題
磨く	○創造活動の支援 ○市民文化活動の支援 ○文化・歴史資源の保存・継承・活用	・ コロナ禍においても、文化芸術活動の場の維持を図ってきた。また、名古屋の文化・歴史資源を活用した取り組みとして、「やっとかめ文化祭」や「ストーリーミング・ヘリテージ 台地と海のあいだ」を実施してきた。やっとかめ文化祭は、令和 5 (2023) 年度より「やっとかめ文化祭 DOORS」と名称を改め、学校連携や若手ディレクターによる企画、観光との連携など新たな取り組みにも挑戦している。 ・ クリエイティブ・リンク・ナゴヤで、若手アーティストへのキャリアアップ支援を開始した。 ・ 文化芸術関連大学・専門学校等の卒業生は約 4 割が文化芸術関連の仕事に就いていることから (p25 参照)、若い世代がこれまでの学びや取り組みを活かし、さらに活躍ができるよう支援する必要がある。 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により文化芸術団体の規模が縮小しており (p15 参照)、文化芸術団体は名古屋の文化芸術環境として「芸術家等への創造活動の支援」や「市民文化活動の支援」が充実していないと考えている (p23 参照) ことから、練習・創作・発表など活動の場の提供等の支援が求められている。 ・ 伝統芸能分野の文化芸術団体構成員は 70 歳代以上の割合が他ジャンルと比べて高く (p22 参照)、その継承が課題である。 ・ 文化芸術活動における収入は 75.2%が年に 300 万円未満 (p23 参照) と低いことから、活動への助成等の支援が必要である。 ・ 人材育成や交流機会の創出に、より効果的に取り組んでいくためには、クリエイティブ・リンク・ナゴヤ等を活用しながら実施する必要がある。 ・ 名古屋の文化芸術環境で誇れるものとして「名古屋にある歴史的建造物」や「名古屋の生活文化」の回答が多く (p19 参照)、歴史文化に根ざした魅力向上として、文化・歴史資源の保存・継承・活用が求められている。
活かす	○社会的課題の解決への活用 ○観光・産業との好循環 ○文化芸術を活かしたまちづくり	・ 文化芸術の振興のみならず、文化芸術により生み出される価値を他分野へ活用することを意識した取り組みを実施している。 ・ クリエイティブ・リンク・ナゴヤを設置し、他分野連携事業への助成支援事業等を実施することで、文化芸術によって生み出される多様な価値を他分野に活かし、社会に好循環を生み出そうとする意欲的な事業を開始した。 ・ 今後、文化芸術と他分野（観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等）との連携を加速させるとともに、改築を予定している市民会館や、暫定利用している金山南ビル美術館棟がある金山地区において、広場や公共的な空間の創出・活用を行うことで、文化芸術をまちづくりへ活かしていく必要がある。 ・ 文化芸術以外の他分野と連携して実施する社会連携活動をこれまでに行った経験がある芸術家等は 45.5%、経験はないが今後やってみたいと考えている芸術家等は 40.7%に上り (p24 参照)、他分野連携に対するニーズがあることから、クリエイティブ・リンク・ナゴヤを中心に他分野連携を推進していくことが求められる。

区分	施策	振り返りと課題
支える	○多様な連携、体制の充実 ○文化施設の整備、管理運営	・ 令和 4（2022）年度にクリエイティブ・リンク・ナゴヤを、令和 6（2024）年度に文化芸術推進評議会を設置し、名古屋アーツカウンシル体制を構築した。 ・ 令和 6（2024）年度に新たな劇場の基本計画を策定した。 ・ 文化施設の利用率及び利用者満足度は高い水準を維持しており、文化施設の適切な維持保全を引き続き実施しつつ、老朽化に伴う今後の計画的な改修・改築等の検討を進めていく必要がある。 ・ 興行主催者等へのヒアリングから、いわゆる「名古屋飛ばし」と言われる一因として、会場の需給バランスの問題があると認識しており、対策が求められている。 ・ 本市の文化芸術施策を実現するパートナーである名古屋市文化振興事業団、名古屋フィルハーモニー交響楽団との連携に努め、当地域の文化芸術活動が持続的に発展・拡大する基盤づくりや文化施設間の連携強化に取り組んでいく必要がある。 ・ ネーミングライツの導入により民間活力の活用が進んでいるが、文化芸術を支える事業予算の確保は年々厳しくなっていることから、財源の確保に取り組んでいく必要がある。

重点項目	振り返り
新たな文化芸術推進体制の構築（名古屋版アーツカウンシル） ※令和 7（2025）年 4 月より名古屋アーツカウンシルに改称	・ 本市は、令和 2（2020）年度に試行実施を行い、令和 4（2022）年 10 月に、助成支援、パイロット事業、調査研究を行うクリエイティブ・リンク・ナゴヤを、令和 6（2024）年 4 月に文化芸術推進基本条例を施行し、政策提言、助言・評価を行う文化芸術推進評議会を立ち上げ、名古屋アーツカウンシルの体制を構築した。今後、この体制を継続的に運用しながら、引き続き、名古屋の魅力・活力の向上に資するための方策を検討し実施する。
ユネスコ・デザイン都市なごや／ユネスコ創造都市ネットワーク	・ 国際会議でのユネスコ創造都市との交流事業や、クリエイティブカフェ等の人材育成事業を通じて、社会的課題解決手法や優良事例の共有、都市魅力の相互発信を行ってきた。令和 2（2020）～ 4（2022）年度には、ユネスコ・デザイン都市なごや推進事業実行委員会を構成団体として、オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする「文化プログラム」の中核的事業である日本博事業「ストーリーミング・ヘリテージ 台地と海のあいだ」を開催。さらに、令和 5（2023）年度からは国内デザイン都市三都市連携事業を開催する等、新たな事業展開を図っている。
新たな劇場の整備（市民会館の改築）と文化施設の有機的連携	・ 新たな劇場の整備（市民会館の改築）については、第 3 ホールをアスナル街区に整備することを新たに示したこと等から計画に遅れが生じたものの、改築に向けた検討を進め、令和 6（2024）年度に「名古屋市新たな劇場の基本計画」を策定。 ・ 今後は、事業者公募に向けてより詳細な整備や管理運営等の内容の検討を進めるとともに、他の文化施設との有機的連携のあり方についても検討をより進めていく。

4 文化芸術を取り巻く潮流及び現状

(1) 国の文化芸術政策の動向

ア 「文化芸術推進基本計画(第 2 期)」の策定

平成 29 (2017) 年に議員立法で、「文化芸術振興基本法」が改正されて成立した「文化芸術基本法」の規定に基づき、令和 5 (2023) 年に「文化芸術推進基本計画(第 2 期)」(令和 5 (2023) 年度～令和 9 (2027) 年度) が閣議決定されました。同計画は、我が国の文化芸術を取り巻く状況の変化や第 1 期計画の成果と課題を踏まえ、今後 5 年間に於いて推進する 7 つの重点取り組み、16 の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取り組みを示しています。

第 2 期計画においては、第 1 期計画期間中における文化芸術を巡る主な動向(文化庁の京都移転決定、博物館法や文化財保護法の改正、文化観光推進法の制定など)、新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響(文化芸術イベントの中止・延期・規模縮小、文化芸術活動の減少など)、社会状況の変化(デジタル化の急速な進展、急激な少子高齢化など)等を踏まえ、例えば下記のようなキーワードが新たに記載されています。

○文化芸術推進基本計画(第 2 期)に新たに記載されたキーワード(例)

分 類	キーワード
社会・経済情勢	コロナ(ウィズコロナ・ポストコロナ)、気候変動
デジタル技術	AI によるコンテンツの生成、DX(デジタルトランスフォーメーション)、NFT(Non-Fungible Token)、CBX(Cultural Business Transformation)、オンライン鑑賞、デジタルアーカイブ
文化芸術支援	クラウドファンディング、ファンドレイジング
教育	文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行
文化施設	PPP/PFI、コンセプション
その他	文化芸術活動の担い手との適正な契約、建築文化

イ 手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)の施行

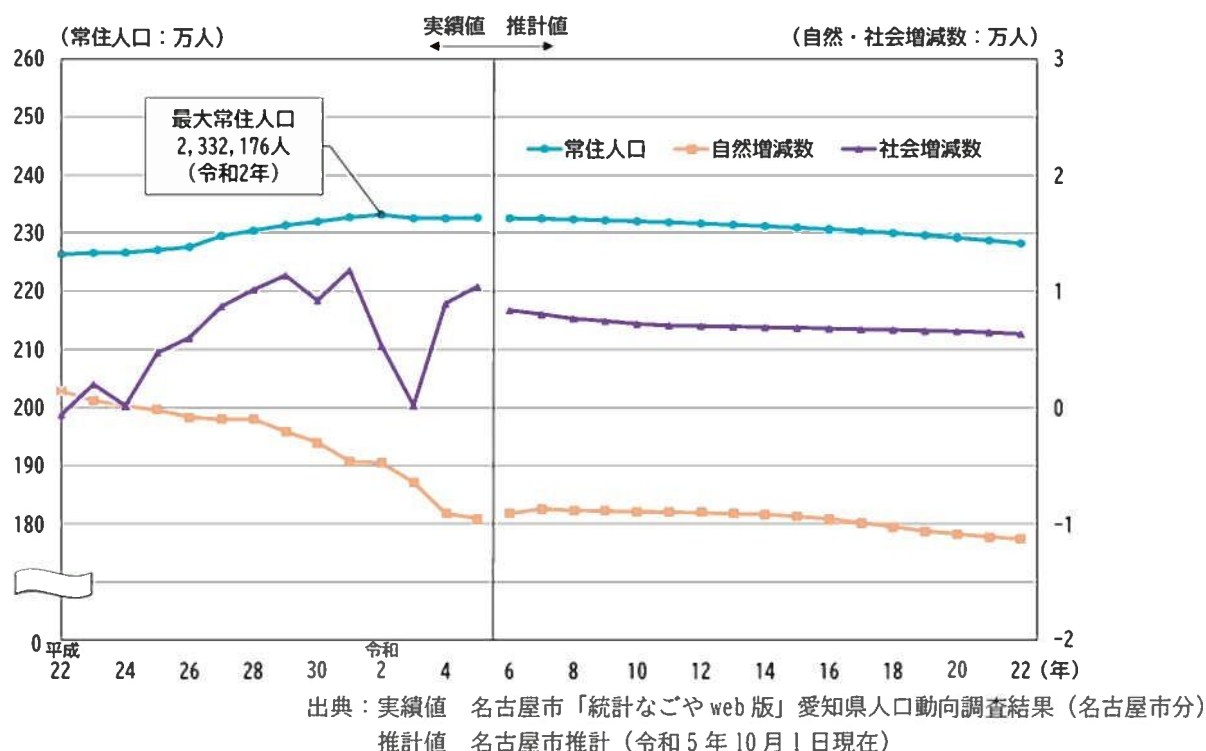
「手話に関する施策の推進に関する法律」が令和 7 (2025) 年 6 月 18 日に成立し、同月 25 日に公布、施行されました。本法律は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上での言語、その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策など、手話に関する施策を総合的に推進することを目的としています。

その他にも、文化庁では、制作や実演の現場での暴言等による精神的な攻撃や演出等を理由とした性的な言動等、ハラスメントに関する問題が生じているため、令和 5 (2023) 年度から 2 年間、ハラスメント防止対策支援事業を実施しています。

(2)人口減少

日本の常住人口は平成 20（2008）年をピークに減少に転じていますが、本市の常住人口は、令和 2（2020）年まで 24 年連続で増加していました。しかしながら、令和 3（2021）年に減少に転じ、2 年連続で減少しました。令和 5（2023）年に再び増加し、令和 6（2024）年 10 月 1 日現在の常住人口は、2,331,264 人となっていますが、令和 2（2020）年の 2,332,176 人をピークとして、減少傾向が続くと推計されています。人口減少に伴う文化芸術活動の担い手不足など、地域の文化芸術を支える基盤への影響が想定されます。

○本市における常住人口の推移と推計



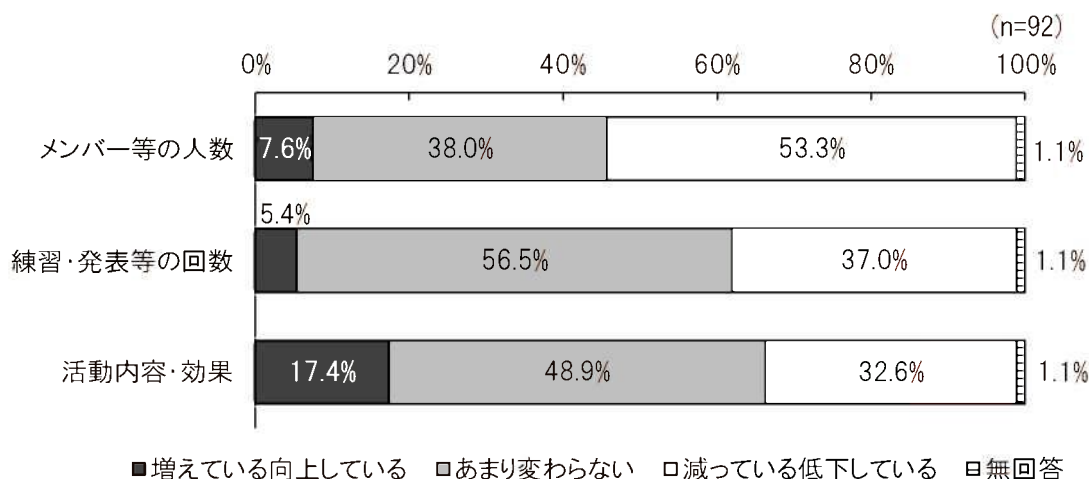
出典：名古屋市「名古屋市総合計画 2028」

(3)新型コロナウイルス感染症の影響

令和元（2019）年に発生し、令和 2（2020）年に入ってから世界中で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、多くの文化芸術イベントが中止・延期・規模縮小を余儀なくされ、文化芸術活動や観光需要の減少など、名古屋の文化芸術に大きな影響を与えました。

本市で活動する文化芸術団体等へのアンケートによれば、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元（2019）年度の活動に比べて、令和 6（2024）年度の活動では、メンバー等の人数は「減っている」が 53.3%、練習・発表等の回数は「減っている」が 37.0%、活動内容・効果は「低下している」が 32.6%となっています。

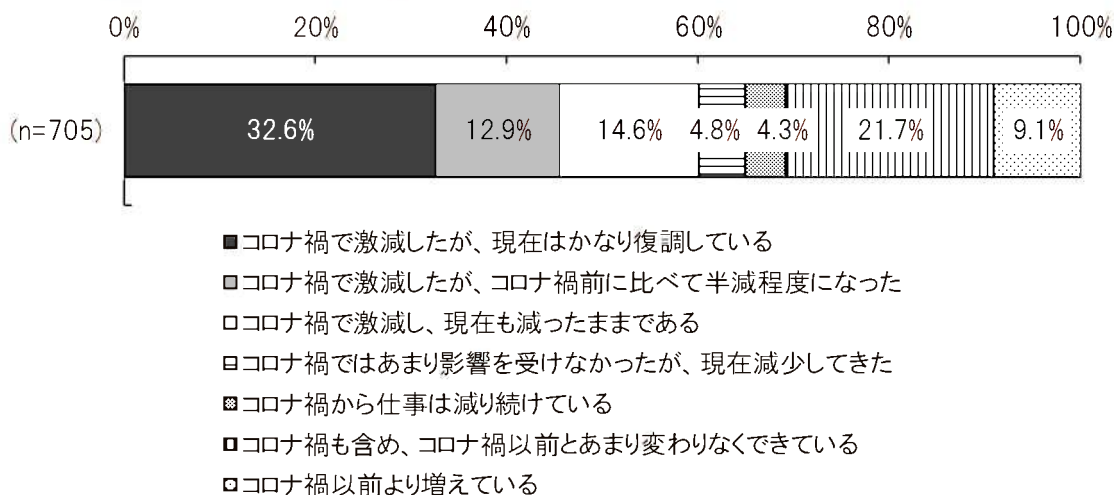
○令和元（2019）年度と令和 6（2024）年度の活動の規模や内容・効果の変化



出典：名古屋市「名古屋市で活動する文化芸術団体等への調査（R6）」

名古屋の芸術家等に対するアンケートによれば、コロナ禍による仕事量の変化について、60.1%が「コロナ禍で激減した」と回答し、うち 32.6%は「現在はかなり復調している」と回答しています。

○コロナ禍による仕事量の変化



出典：クリエイティブ・リンク・ナゴヤ「名古屋の芸術家等の活動状況に関するアンケート調査（R6）」

他方で、コロナ禍を経て文化芸術の持つ本質的及び社会的・経済的価値の重要性や、今後有事が生じた場合の迅速な対応の必要性が再認識されたり、IT 技術の活用推進やオンライン上での鑑賞機会増加につながったりと、文化芸術政策において新たな取り組みがなされました。

令和 5（2023）年 5 月には、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へと移行し、文化芸術活動を含む市民の日常生活も回復を見せています。こうした状況を踏まえ、市民の安心・安全を確保しつつ、文化芸術活動の再開・発展を支援する施策を積極的に展開していくことが求められます。

(4)子ども・若者の文化体験が及ぼす影響

文部科学省が行った青少年の体験活動の推進に関する調査研究によると、小学 6 年生の頃に、より文化的体験を体験していた児童ほど、高校 2 年生になっても、向学校的（勉強・授業を楽しいと思っているか）、自尊感情、外向性、新奇性追求、感情調整、肯定的な未来志向、心の健康に良い影響を与えていたことが分かります。文化的体験をする機会が多いと、家庭の経済状況にかかわらず、良い影響が見られます。

また、父母の収入と年間の文化的体験の関係をみると、世帯所得が高い方が文化的体験をする機会が多いことが分かります。

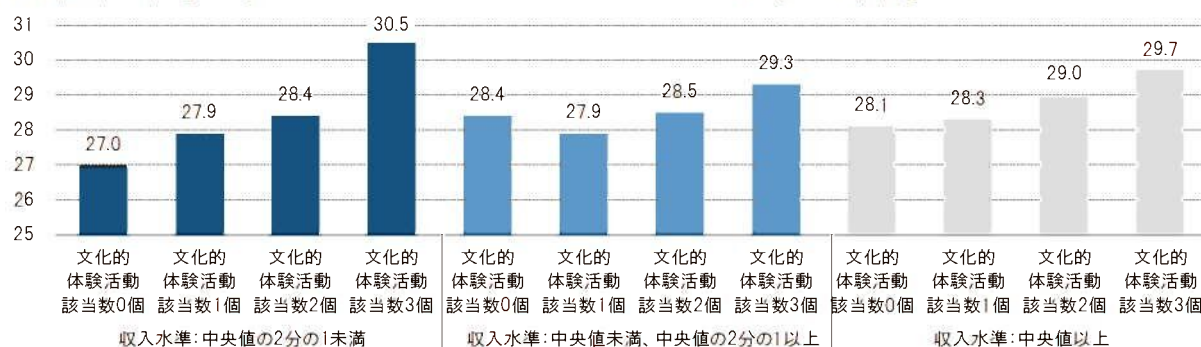
○文化的体験の青少年への影響（文化的体験とその後の意識等との相関分析）

	向学校的 小学生	向学校的 中学生	向学校的 高校生	自尊感情	外向性	新奇性 追求	感情調整	肯定的な 未来志向	心の健康
小学6年生自然体験の多寡	***			***	***	***	***	***	***
小学6年生社会体験の多寡	***	***	***		*	***		**	
小学6年生文化的体験の多寡	***	***	***	***	***	***	***	***	***

***: $p < 0.001$, **: $p < 0.01$, *: $p < 0.05$.

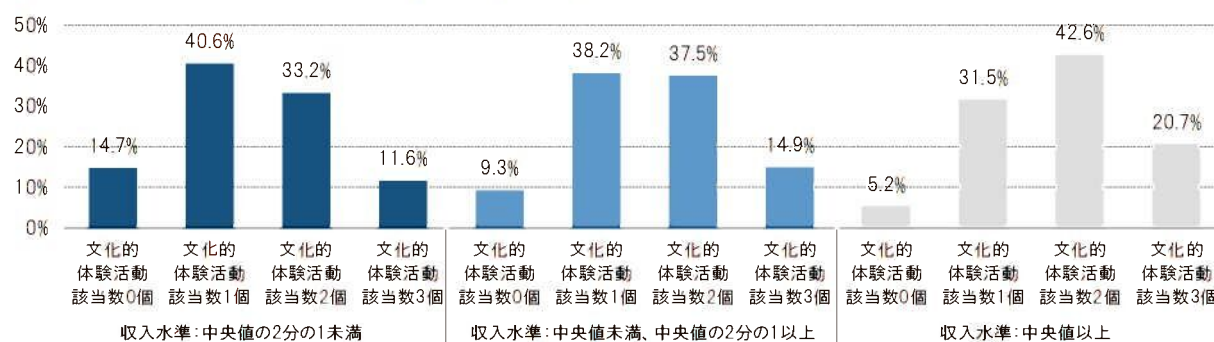
※「 $p < 0.001$ 」等における「p」とは、回帰分析（統計的手法により説明変数と被説明変数の関係を推計する分析方法）における、説明変数の係数が統計的に意味を持つかどうかの有意性を示す指標。p の数値が小さい程、強い有意性があることを示しているため、*が多いほど、関係が強いことを示す。

○「自尊感情」に関する父母の収入水準別の分析（「文化的体験」による平均値差）



※値は、自尊感情尺度の文化的体験該当個数毎の平均値

○父母の収入水準と年間の文化的体験の関係



※値は、文化的体験該当個数の回答割合

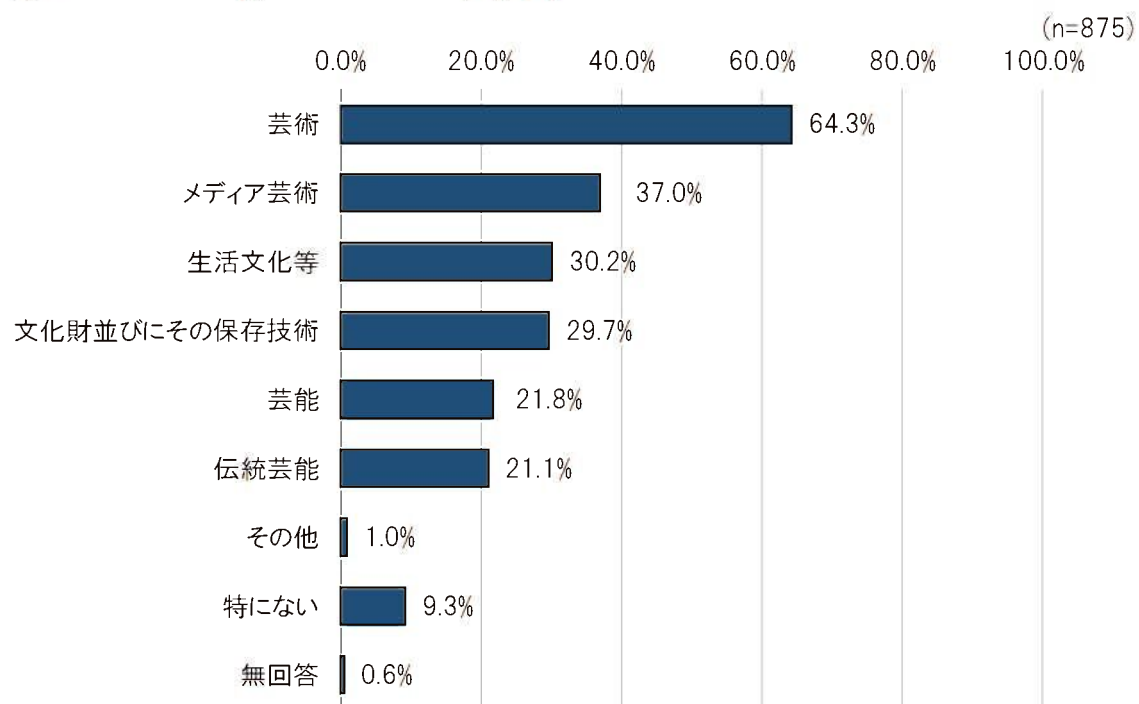
出典：文部科学省「青少年の体験活動の推進に関する調査研究 報告書（R2）」

(5)市民の意識

ア 市民の文化芸術に対する意識

興味のある文化芸術の分野について、「芸術」の割合が最も高くなっており、次いで、「メディア芸術」「生活文化等」「文化財並びにその保存技術」の順に高くなっています。

○興味のある文化芸術の分野（複数回答）



出典：名古屋市「市政アンケート (R6)」

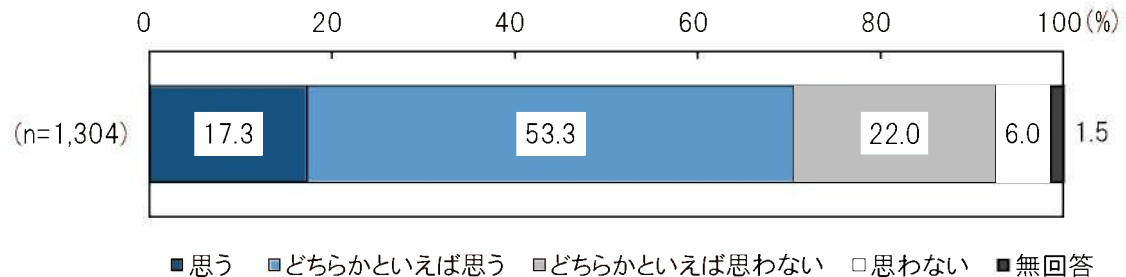
※文化芸術の分野は、調査票で下記のように示しています。

- 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊など）
- メディア芸術（映画、マンガ、アニメなど）
- 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎など）
- 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など）
- 生活文化等（茶道、華道、書道、食、囲碁、将棋、出版物、レコードなど）

イ 名古屋の文化芸術に対する意識

名古屋を「文化的なまちだと思う」の割合は 17.3%で、「どちらかといえば文化的なまちだと思う」を合わせると 70.6%となっています。

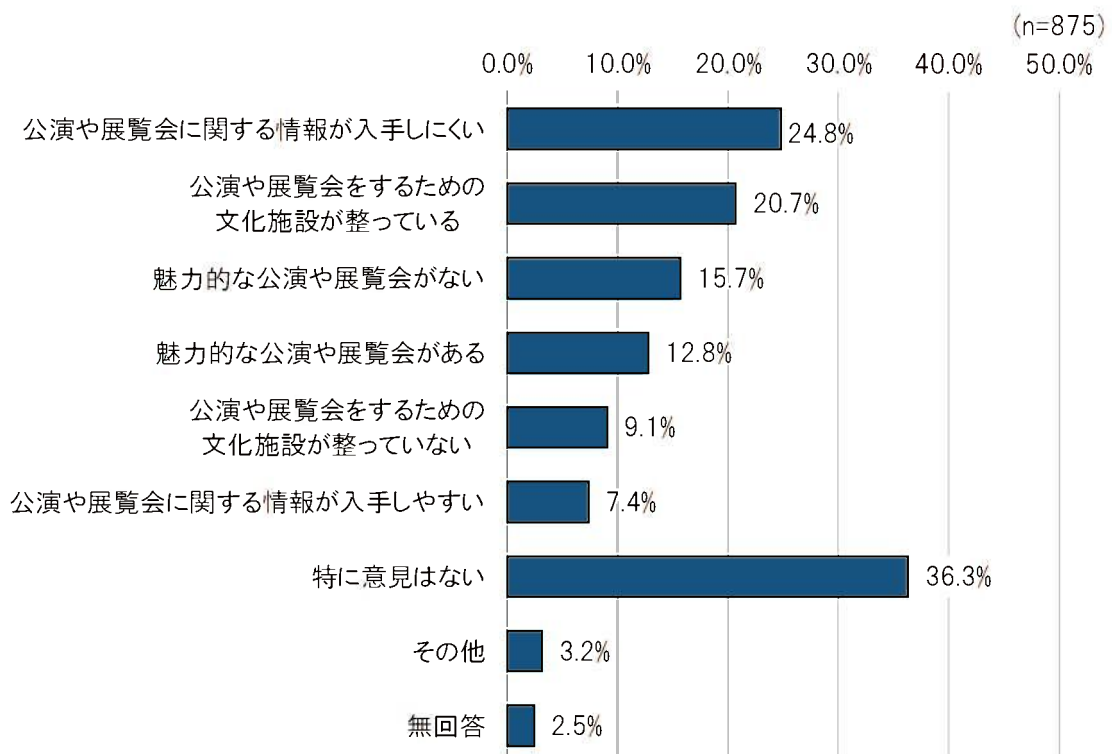
○名古屋を「歴史文化」や「文化芸術」が豊かな「文化的なまち」と思うか



出典：名古屋市「総合計画 2028 に関するアンケート (R7)」

本市の現在の文化芸術環境について、「公演や展覧会をするための文化施設が整っている」の割合が比較的高く 20.7%となっている一方、「公演や展覧会に関する情報が入手しにくい」の割合も 24.8%となっています。

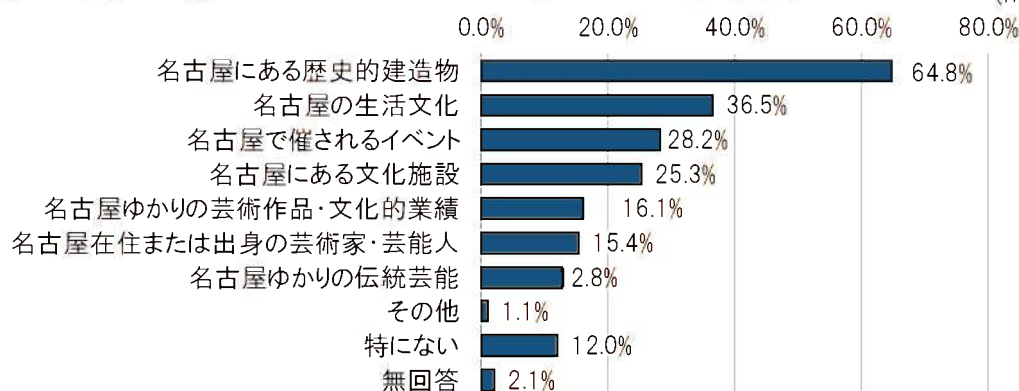
○本市の現在の文化芸術環境について（複数回答）



出典：名古屋市「市政アンケート (R6)」

名古屋の文化芸術環境について誇れるものは、「名古屋にある歴史的建造物」の割合が高く 64.8%となっており、次いで「名古屋の生活文化」が 36.5%となっています。

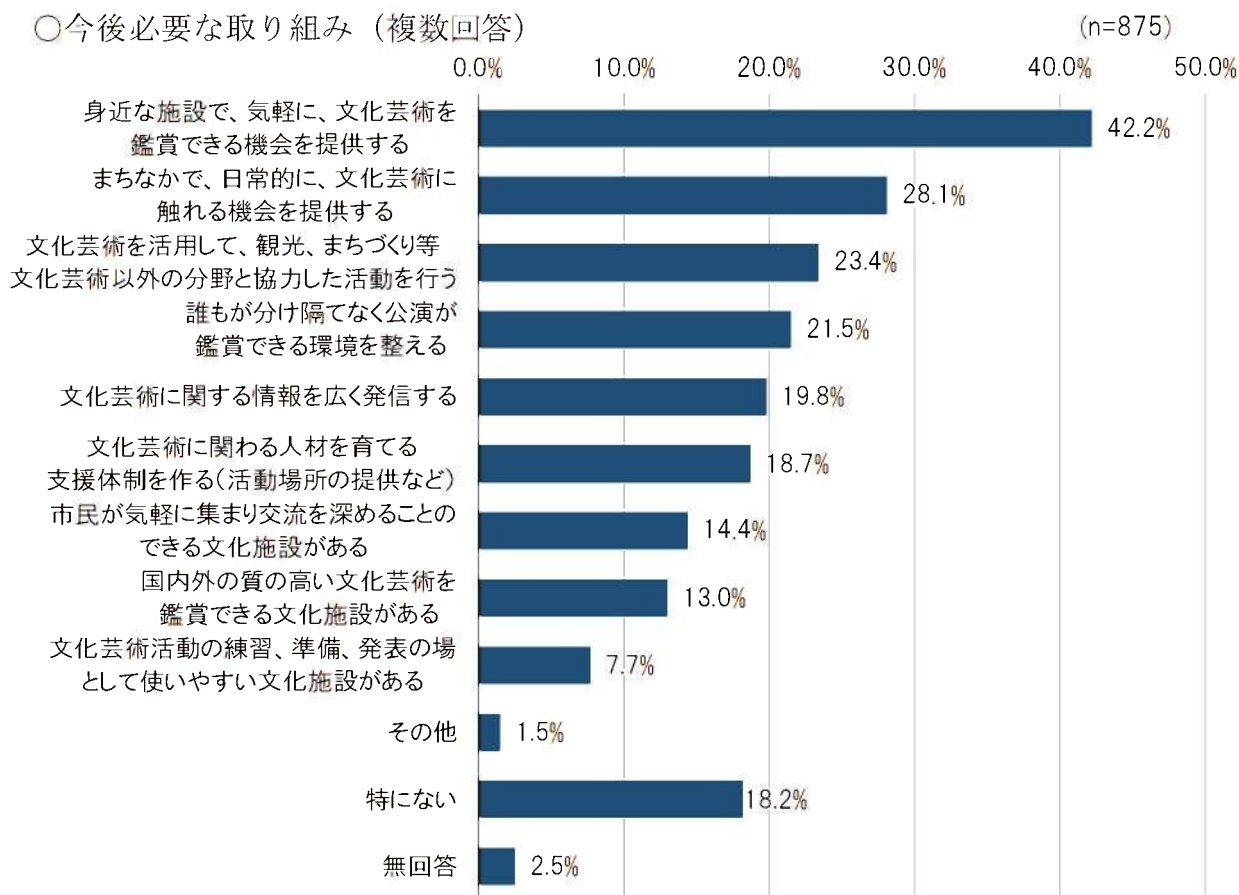
○名古屋の文化芸術環境で誇れるものについて（複数回答） (n=875)



出典：名古屋市「市政アンケート (R6)」

今後必要な取り組みについて、「身近な施設で、気軽に、文化芸術を鑑賞できる機会を提供する」の割合が最も高く、次いで、「まちなかで、日常的に、文化芸術に触れる機会を提供する」「文化芸術を活用して、観光、まちづくり等文化芸術以外の分野と協力した活動を行う」の順に高くなっています。

○今後必要な取り組み（複数回答）



出典：名古屋市「市政アンケート (R6)」

(6)文化芸術関係者の現状

ア 文化芸術関連の就業者数

令和2（2020）年の著述家、記者、美術家、デザイナー、写真家、音楽家、舞台芸術家など、本市の文化芸術関連の就業者の数は12,460人です。

職種別では、デザイナーが4,730人、個人教師（音楽）が1,650人、「記者、編集者」が1,500人、「写真家、映像撮影者」が1,480人となっています。全国比では個人教師（舞踊家、俳優、演出家、演芸家）が2.5%、デザイナー、個人教師（音楽）が2.4%と高くなっています。

年齢別では、「著述家、記者、編集者」は40歳代が、「美術家、デザイナー、写真家」は30歳代が、「音楽家、舞台芸術家（個人教師は除く）」は40歳代及び50歳代が最も多くなっています。

○本市の文化芸術関連の就業者数（職種別）

業 種	平成27年		令和2年		増減数
	人数	全国比	人数	全国比	
著述家	360人	1.4%	400人	1.3%	40人
記者、編集者	1,290人	1.6%	1,500人	1.8%	210人
彫刻家、画家、 工芸美術家	580人	1.5%	610人	1.3%	30人
デザイナー	4,670人	2.4%	4,730人	2.4%	60人
写真家、映像撮影者	1,300人	2.0%	1,480人	2.1%	180人
音楽家	510人	2.2%	470人	1.8%	▲40人
舞踊家、俳優、演出家、 演芸家	1,010人	1.9%	1,120人	1.8%	110人
個人教師（音楽）	1,450人	2.1%	1,650人	2.4%	200人
個人教師（舞踊家、俳優、 演出家、演芸家）	680人	3.2%	500人	2.5%	▲180人
合 計	11,850人	2.1%	12,460人	2.5%	610人

出典：総務省「国勢調査（R2、H27）」

※「全国比」とは、全国の就業者数に対する本市の就業者数の割合を指す。

○本市の文化芸術関連の就業者数（年齢別）

年 代	著述家、記者、編集者		美術家、デザイナー、 写真家		音楽家、舞台芸術家 （個人教師は除く）	
	人数	全国比	人数	全国比	人数	全国比
15～29歳	260人	0.2%	1,310人	0.4%	340人	0.4%
30歳代	490人	0.4%	1,800人	0.6%	320人	0.4%
40歳代	560人	0.5%	1,680人	0.5%	360人	0.4%
50歳代	390人	0.3%	1,240人	0.4%	360人	0.4%
60歳代	110人	0.1%	530人	0.2%	180人	0.2%
70歳以上	90人	0.1%	280人	0.1%	40人	0.0%
合 計	1,900人	1.7%	6,830人	2.2%	1,590人	1.8%

出典：総務省「国勢調査（R2）」

※端数処理等により、年代ごとの合計値と全体の合計値が一致しないところがある。

本市の文化芸術関連産業の従業員数をみると、書籍・文房具小売業が 10,326 人と最も多く、次いで、「映像情報制作・配給業」、「新聞業」、「デザイン業」、「興行場、興行団」、出版業、広告制作業の順に多くなっています。全国比（従業員数）では、広告制作業（5.2%）、「興行場、興行団」（4.6%）、デザイン業（4.5%）、新聞業（4.2%）等が高くなっています。

○本市の文化芸術関連産業の従業員数

業 種	平成 28 年		令和 3 年		増減数
	人数	全国比	人数	全国比	
映像情報制作・配給業	1,524 人	2.5%	2,429 人	3.0%	905 人
音声情報制作業	38 人	0.7%	62 人	1.0%	24 人
新聞業	1,943 人	3.9%	1,927 人	4.2%	▲16 人
出版業	2,123 人	3.1%	1,451 人	2.4%	▲672 人
広告制作業	1,076 人	4.2%	1,079 人	5.2%	3 人
映像・音声・文字情報制作に 附帯するサービス業	885 人	2.8%	772 人	2.4%	▲113 人
書籍・文房具小売業	12,179 人	2.7%	10,326 人	2.9%	▲1,853 人
楽器小売業	718 人	3.8%	569 人	3.6%	▲149 人
音楽・映像記録物賃貸業	479 人	1.8%	136 人	1.3%	▲343 人
デザイン業	1,666 人	4.0%	1,909 人	4.5%	243 人
著述・芸術家業	26 人	1.9%	17 人	1.1%	▲9 人
映画館	497 人	2.4%	512 人	2.6%	15 人
興行場、興行団	1,633 人	4.4%	1,827 人	4.6%	194 人
カラオケボックス業	1,214 人	1.9%	1,071 人	2.3%	▲143 人
音楽教授業	947 人	2.4%	882 人	2.7%	▲65 人
書道教授業	622 人	4.5%	300 人	2.8%	▲322 人
生花・茶道教授業	117 人	2.5%	77 人	2.6%	▲40 人
合 計	27,687 人	2.9%	25,346 人	3.1%	▲2,341 人

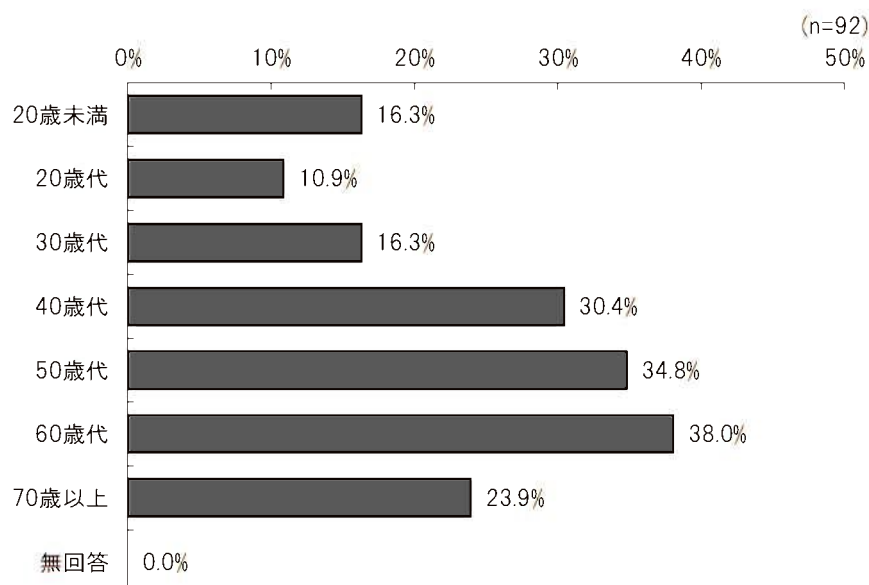
出典：総務省「経済センサス活動調査（H28、R3）」

※「全国比」とは、全国の従業員数に対する名古屋市の従業員数の割合を指す。

イ 文化芸術団体、芸術家等の活動状況

文化芸術団体のメンバーは、60歳代、50歳代、40歳代の割合が比較的高くなっています。伝統芸能は70歳以上の割合が他と比べて高くなっています。

○文化芸術団体のメンバーの主な年代

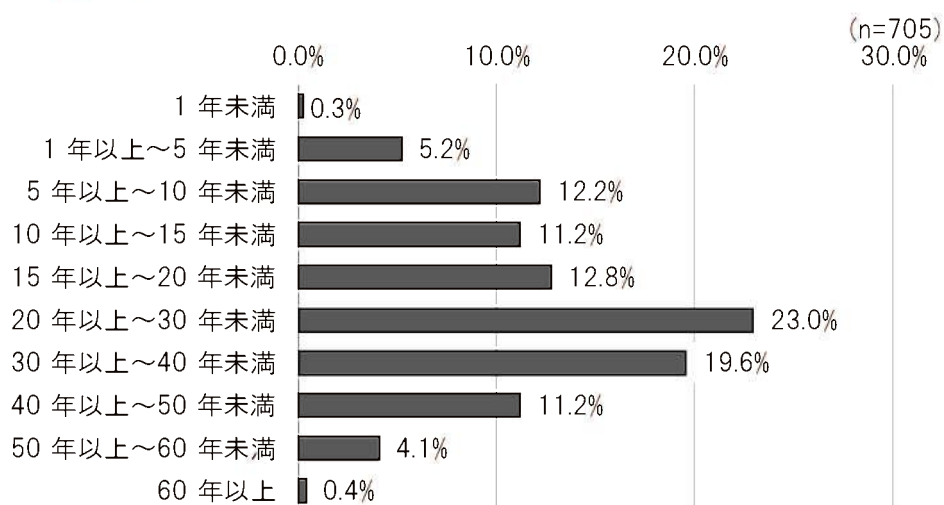


	(%)	n	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
分野	音楽	45	4.4	4.4	13.3	37.8	33.3	46.7	24.4
	舞踊	25	52.0	24.0	16.0	28.0	32.0	8.0	24.0
	演劇	21	0.0	9.5	23.8	19.0	38.1	52.4	19.0
	伝統芸能	14	14.3	28.6	0.0	21.4	42.9	28.6	50.0

出典：名古屋市「名古屋市中で活動する文化芸術団体等への調査（R6）」

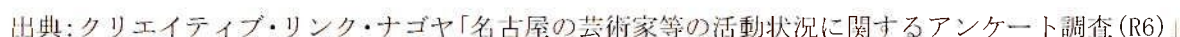
文化芸術家の活動年数は、20年以上～30年未満、30年以上～40年未満の割合が高くなっています。

○芸術家等の活動年数



出典：クリエイティブ・リンク・ナゴヤ「名古屋の芸術家等の活動状況に関するアンケート調査（R6）」

○芸術家等の文化芸術活動収入（年収）

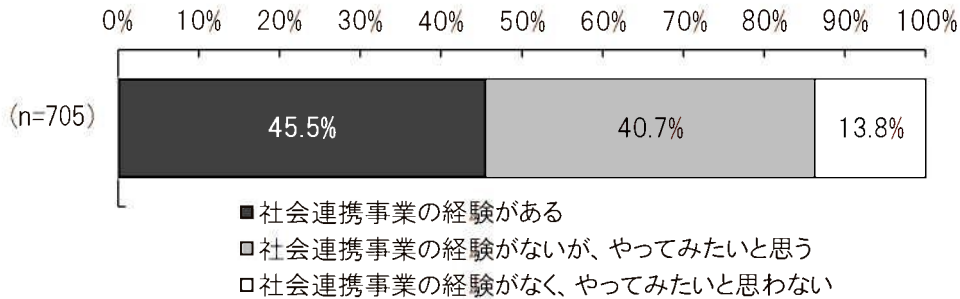


○本市の文化芸術環境への評価（文化芸術団体の回答）



本市在住・在勤又は本市で活動する芸術家等の社会連携事業の経験の有無について、「社会連携事業の経験がある」が45.5%、「社会連携事業の経験がないが、やってみたいと思う」が40.7%となっています。

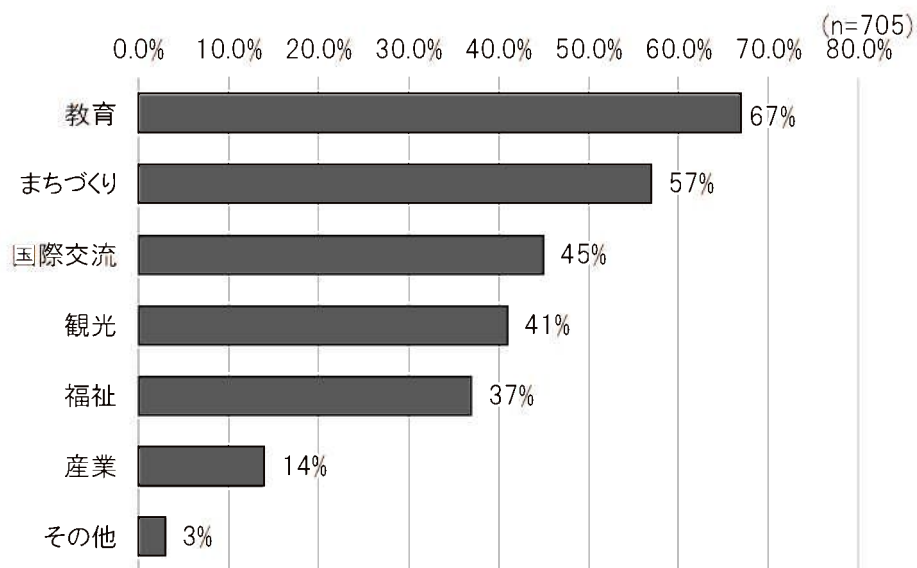
○芸術家等の社会連携事業の経験及び関心の有無



出典:クリエイティブ・リンク・ナゴヤ「名古屋の芸術家等の活動状況に関するアンケート調査(R6)」

本市在住・在勤又は本市で活動する芸術家等が連携したい分野は、「教育」「まちづくり」の割合が高くなっています。

○芸術家等が連携してみたい分野



出典:クリエイティブ・リンク・ナゴヤ「名古屋の芸術家等の活動状況に関するアンケート調査(R6)」

ウ 文化芸術関連の大学・専門学校生の進路

本市には、芸術、メディア芸術、デザイン系の学部等を有する大学が12校（本市近郊を含めると22校）、専門学校が19校あり、地域の文化芸術分野における人材の育成と輩出の役割を担っています。

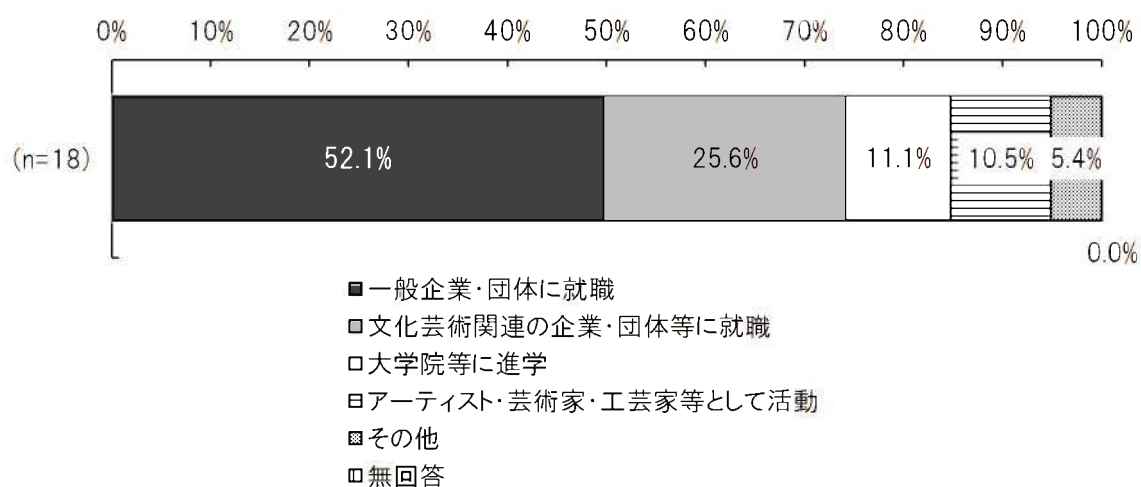
○文化芸術関連の大学及び専門学校数

	大学		専門学校
	名古屋市内	名古屋市近郊	名古屋市内
文化芸術関連の学部等を有する学校数	12	10	19
その他大学（総数）	19	—	115

出典：総数は文部科学省「学校基本調査」に基づく

文化芸術関連大学・専門学校等へのアンケートによれば（13校18学部が回答）、卒業生の進路について、「一般企業・団体に就職」の割合が最も高く、次いで、「文化芸術関連の企業・団体等に就職」となっています。

○文化芸術関連大学及び専門学校の卒業生の進路



出典：名古屋市「文化芸術関連大学・専門学校への調査（R6）」

(7)文化施設

ア 市内の文化施設

本市には、名古屋市、愛知県、民間等の所有する文化施設があります。本市の施設としては市民会館を始めとするホールなど、愛知県の施設としてはホールと美術館等の複合施設である愛知芸術文化センターなど、民間の施設としては御園座や名古屋四季劇場などがあります。

○市内に立地するホール施設の数

種類	名古屋市	愛知県	民間	合計
ホール施設 ^(※)	22	2	18	42

※出典：名古屋市、愛知県の施設は全国劇場・音楽堂等総合情報サイト

※民間の施設はウェブサイト検索による名古屋市独自調査（300席以上）

イ 本市が所有する文化施設

本市所有の文化施設について、公会堂（昭和 5（1930）年）、市民会館（昭和 47（1972）年）、博物館（昭和 52（1977）年）、芸術創造センター（昭和 58（1983）年）、美術館（昭和 63（1988）年）など名古屋の文化芸術の拠点となる施設の整備を進めました。

また、演劇練習館（平成 7（1995）年）、音楽プラザ（平成 8（1996）年）、青少年文化センター（平成 8（1996）年）、能楽堂（平成 9（1997）年）など、創作活動や発表の場を整備しました。

地域文化振興の拠点として、平成 3（1991）年の中村文化小劇場の開館以降、文化小劇場の整備を進め、平成 28（2016）年の昭和 cultura 小劇場で 15 館となり整備を完了しました。

文化施設の効果的な運営を図るために、平成 16（2004）年度からは一部の施設において利用料金制を取り入れ、平成 18（2006）年度より美術館・博物館等を除く文化施設において指定管理者制度を導入しました。

一方で、平成 30（2018）年に名古屋ボストン美術館が閉館となり、本市では金山南ビル美術館棟の利活用として、令和 3（2021）年 2 月より試行的に美術館・博物館用途での短期貸付による暫定利用を開始しました。

市民会館は開館から 53 年が経過し、施設の老朽化が進行していることから、その利用実態の分析や利用者等へのヒアリング、先進事例調査等を通じて、市民会館の抱える課題整理や、今後の市民会館に求められる役割・機能等の検討を行ってきました。令和元（2019）年度には、市民会館の整備検討懇談会を設置し、整備方針についての検討を進めてきました。令和 3（2021）年度には「新たな劇場の基本構想」、令和 6（2024）年度には「新たな劇場の基本計画」を策定し、新たな劇場の施設構成や規模及びその内容、管理運営に関する具体的な考え方等を示しています。

本市の文化施設については、設置管理条例等において、各施設の設置目的及び位置付けが定められています。また、有識者や実演家等によって構成された文化施設のあり方検討会議で示された「文化施設のあり方提言」（平成 23（2011）年度）における方針を踏まえ、文化施設の機能を活かし、市民会館、公会堂を鑑賞型施設、芸術創造センター、青少年文化センターを創造発信型施設と位置付けています。

○現在の本市の文化施設の位置付け

施設名	条例における設置目的	位置付け
市民会館	芸術文化の振興及び市民福祉の向上を図る	【鑑賞型施設】 ○優れた文化芸術公演の鑑賞の場 ○市民の文化活動、発表の場 ○地域の賑わいを創出する場 ※『新たな劇場の基本計画』において、新たな劇場の基本理念や基本方針等を策定
公会堂	市民文化の向上及び住民福祉の増進を図る	【鑑賞型施設】 ○市民が利用する集会施設 ○文化芸術公演の鑑賞の場 ※平成 29・30 年度に改修を行い、鑑賞機能を拡充
芸術創造センター	芸術文化の創造及び芸術文化活動の交流の場を市民に提供するとともに、芸術文化に関する情報資料の供用等を行うことにより、芸術文化の振興に寄与する	【創造発信型施設】 ○名古屋らしい文化芸術の創造拠点 ○文化芸術活動の交流拠点 ○文化芸術関連の情報収集・発信拠点 ○文化芸術における専門人材の配置及び育成する場
青少年文化センター	芸術文化の創造及び芸術文化活動の交流の場を市民に提供することにより、青少年の芸術文化の振興に寄与する	【創造発信型施設】 ○青少年の文化芸術活動・交流拠点 ○青少年の文化芸術関連の情報収集・発信拠点 ○創造・発信機能を担う人材を育成する場
文化小劇場	市民の身近な文化活動の場を提供することにより、市民文化の振興に寄与する	○地域文化発信・創造の拠点 ○市民が身近に文化に触れる場 ○市民の参画と協働の場 ○地域に密着した事業を展開する場 ○各館が連携し市内全域に質の高い文化芸術事業を提供する場
能楽堂	能楽その他の伝統芸能の振興を図るとともに、文化活動及び観光の推進に寄与する	○能楽その他伝統芸能を振興する拠点 ○文化活動及び観光の推進に寄与する場
市民ギャラリー	美術作品等の発表の場を提供することにより、市民文化の振興に寄与する	○美術作品等の発表の場 ○市民が身近に文化に触れる場
演劇練習館	演劇その他の舞台芸術の練習の場を市民に提供することにより、芸術文化の振興に寄与する	○演劇その他の舞台芸術の練習の場

施設名	条例における設置目的	位置付け
音楽プラザ	音楽その他の舞台芸術の練習の場を市民に提供することにより、芸術文化の振興に寄与する	○音楽その他の舞台芸術の練習の場
短歌会館	市民文化の向上を図る	○市民等が利用する文化施設
東山荘	市民の茶道、花道等の伝統的芸術の振興を図る	○茶道・花道等の伝統的芸術の活動拠点

ウ ホール及び練習施設の他都市比較

各都市の 1,000 席以上の公共ホール数を比較すると、大阪府（大阪市）より多く、東京都と比べても遜色ない数字となっています。

○1,000 席以上の公共ホール数

種類	東京都	うち 23 区	大阪府	うち 大阪市	愛知県	うち 名古屋市	福岡県	うち 福岡市
公共ホール	37	25	25	5	35	6	19	4

出典：全国劇場・音楽堂等総合情報サイト（R7）

※同一施設に 1,000 席以上のホールが複数ある場合は、ホールごとにカウント

○【参考】1,000 席以上の民間ホール数

種類	東京都	うち 23 区	大阪府	うち 大阪市	愛知県	うち 名古屋市	福岡県	うち 福岡市
民間ホール	16	15	10	10	2	2	1	1

出典：ウェブサイト検索による名古屋市独自調査（R7）

※同一施設に 1,000 席以上のホールが複数ある場合は、ホールごとにカウント

また、公共の練習施設の数や練習室等が付随したホール等の数に関しては、五大市及び福岡市で比較すると名古屋市は最も多いということが分かります。

○公共の練習施設の部屋数等について

内訳	名古屋市	横浜市	京都市	大阪市	神戸市	福岡市
練習室等が付随した ホール等の数	19	7	5	0	2	3
練習室等の室数	31	24	9	—	6	7
独立した練習施設数	2	1	0	1	0	4
練習室等の室数	12	6	—	12	—	28
練習室等の合計	43	30	9	12	6	35

※各都市照会による名古屋市独自調査（R7）

第3章 施策の全体像

第2章までの文化芸術推進の基本的な考え方や今後の課題を踏まえ、以下の文化芸術推進三箇条及び四つの視点と各視点に紐づく施策を基に、今後5年間を見据えた取り組みを進めます。

1 スローガン

日常に文化を、名古屋^ま^ちに彩りを

今もこのま^まちの日常に根づく、「芸どころ名古屋」の気風は、独自の文化芸術とともに受け継がれ、社会に活力を生み出し、その力が文化芸術活動をさらに活性化させてきました。

本市は、時代の変化を見据えながら、文化芸術への親しみを広げ、磨き育て、その力を多様な場面で活用し、文化芸術活動を支える基盤を整備することで、日常が文化芸術で満たされ、このま^まち^ちに根差した文化芸術が持つ多様な価値が活きる、彩りあふれる名古屋を目指していきます。

2 文化芸術推進三箇条

本市の文化芸術を推進するため、本計画では以下の三箇条を掲げます。

其の一 文化芸術の振興及び他分野連携を推進します

其の二 多様な文化芸術活動の拠点として文化施設の整備・管理運営を推進します

其の三 文化芸術を支える財源の確保に努めます

3 四つの視点と各視点に紐づく施策

以下の各視点には各施策が紐づいており、特にこの5年間で力を入れて取り組む施策は重点施策としています。

視点 親しむ

身近な場所で誰もが等しく文化芸術に触れ、親しむことができる機会をつくることにより、生活に楽しみや彩りをもたらし、心の豊かさや想像力を育む力をさらに伸ばしていきます。

【重点施策】子ども・若者への文化体験機会の提供

【基本施策】誰もが等しく文化芸術を享受する機会の拡大

【基本施策】文化芸術情報の発信力の強化

【基本施策】文化芸術資源の継承・保存

視点 磨き育てる

名古屋の文化・歴史資源を再発見し、この地域の強みでもある盛んな文化芸術活動を磨き上げながら、その担い手を発掘・育成していくことで、創造活動の充実や、名古屋の文化や歴史に対する市民の誇り・愛着を高めていきます。

【重点施策】若手アーティストの支援

【基本施策】創造的文化芸術活動及び市民文化芸術活動の支援

【基本施策】文化・歴史資源の活用

視点 活かす

新たな文化芸術施策の潮流である「文化の力を活かす」取り組みを積極的に進め、文化芸術の創造力をもって、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野との連携により、都市魅力の向上を図っていきます。

【重点施策】文化芸術を活かしたまちづくり

【基本施策】観光、国際交流、福祉等他分野との連携

視点 支える

文化芸術関係者がこの地域に集い、活動したくなる環境を整え、多様な活動が高いレベルで盛んに行われるようにしていきます。また、安心安全で使い勝手の良い、優れた文化施設の整備と適切な管理等、文化芸術活動を支える財源の確保を含めたソフト・ハード両面の取り組みを進めていきます。

【重点施策】新たな劇場の整備（市民会館の改築）

【基本施策】文化施設の整備・管理運営

【基本施策】文化芸術を支える資金等の活用



第4章 施策の展開

1 文化芸術推進三箇条

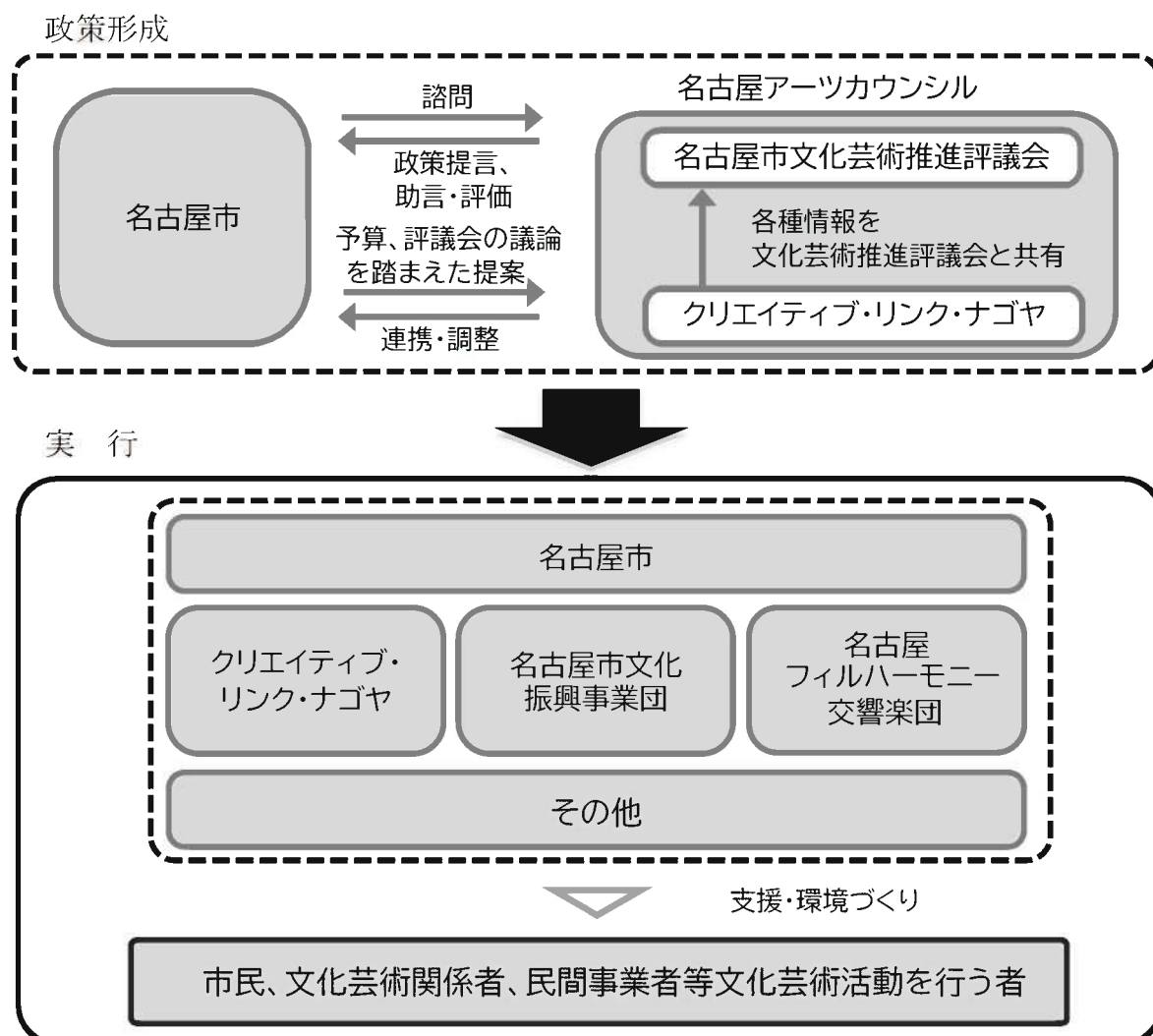
文化芸術推進基本条例の基本理念に則り「魅力と活力にあふれるまち」を実現するために、以下のとおり文化芸術推進三箇条を定めました。

(1)其の一 文化芸術の振興及び他分野連携を推進します

本市では、本市の文化芸術を推進し、都市の魅力向上を図る名古屋アーツカウンシルを軸に、文化芸術推進評議会からの政策提言、助言・評価を受けながら、名古屋アーツカウンシルの実働組織であるクリエイティブ・リンク・ナゴヤと、本市のパートナーである名古屋市文化振興事業団、名古屋フィルハーモニー交響楽団の三者と連携し、市民、文化芸術関係者、民間事業者が活動しやすい環境の整備を進め、文化芸術の振興に取り組んでまいります。

さらに、文化芸術と他分野との連携を一層推進し、文化芸術が創出するさまざまな価値を活かすことで、まちの魅力と活力を生み出します。

ア 体制図



イ 名古屋アーツカウンシルの役割

名古屋アーツカウンシルは、行政と一定の距離を保ちながら、政策提言や文化芸術と他分野との連携・波及効果の創出、専門的見地からの文化芸術活動への支援を通じて、文化芸術を推進し、都市の活力・魅力向上を図る、本市における文化芸術推進体制です。

本市では、文化芸術推進評議会とクリエイティブ・リンク・ナゴヤを合わせて名古屋アーツカウンシルと位置付けています。

(ア)文化芸術推進評議会の役割

文化芸術推進評議会は、文化政策に関する学識経験者を始め、観光・まちづくりに関する学識経験者や民間企業関係者、メディア関係者、公募による市民委員など、文化政策・事業に関して専門性を持つ有識者で構成された市長の附属機関です。文化芸術推進評議会には、文化芸術推進計画の答申及び進捗状況等の確認を行う「計画部会」、推進計画の重点施策等の事業内容を評価する「評価部会」を設置しています。事業評価を踏まえた政策提言や第三者的な視点による助言を行うことで、時代の変化・本市の課題を踏まえた文化芸術政策を推進していく役割を担っています。

文化芸術推進評議会の役割は主に以下の 2 つがあります。

・政策提言

市長からの諮問に対し、本市の施策や事業に対する政策提言機能を有します。提言にあたっては、本市の文化芸術活動の内容を十分に踏まえ、名古屋の実情に基づいた実現性のある提言を行います。

・助言・評価

文化芸術推進評議会の評価部会による事業視察を実施し、第三者的な視点による事業の助言・評価を行います。当該内容は、各事業主体にフィードバックされ、翌年度以降の事業に反映させていくことで、より良い事業の実現を図ります。

(イ)クリエイティブ・リンク・ナゴヤの役割

クリエイティブ・リンク・ナゴヤは、名古屋のアーティストやその関係者が行っている多様な文化芸術活動をより活性化し、まちの魅力づくりにつなげていくことを目的に、名古屋アーツカウンシルの実働組織として令和 4（2022）年 10 月に設置されました。文化芸術と他分野との連携を促進することで、文化芸術がもたらす多様な価値を地域の各所において創出し、まち全体の活性化に寄与する役割等が期待されます。また、名古屋アーツカウンシルの実働組織として、政策提言に資する資料等を文化芸術推進評議会に共有します。

<ミッション>

・文化芸術と他分野の連携を促進し、波及効果を創出する

名古屋の文化芸術活動を、都市の活力・魅力の向上や、市民や地域が直面する課題解決に向け、観光、まちづくり等の他分野においても積極的に活用して

いきます。

・ 地域の文化芸術活動に対する専門的見地からの戦略的な支援

専門的かつ長期的な視点による支援・評価・調査研究等の機能を整備し、文化芸術活動を行う市民や、市内で活動する文化芸術団体・芸術家等のニーズを把握し、効果的・効率的な支援の在り方を検討します。

・ 取り組みの成果を本市の文化芸術施策へ反映

本市の文化芸術施策に提言を行う文化芸術推進評議会に、クリエイティブ・リンク・ナゴヤの活動から有用な情報を共有し、名古屋アーツカウンシルの推進を担います。

<取り組みの 3 つの柱>

・ 助成・支援

他分野連携事業の推進を目的とした助成やキャリアアップのための助成・支援を専門的な見地から行います。加えて、採択団体のモニタリング・助成事業の評価、事業実施への助言等を通じて、評価機会の不足、キャリア形成の不安といったアーティストが抱える課題の解消を図ります。

・ パイロット事業

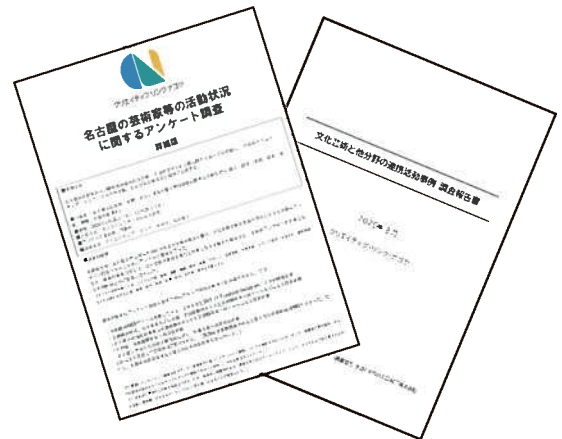
先駆的な事業や人材育成事業を企画・立案し、他分野との連携を促進させ、文化芸術による新たな価値を創造します。

・ 調査研究・情報発信

本市の文化芸術施策をより良くするための調査や必要な情報を集約して発信します。



撮影：三浦知也



ウ 名古屋市文化振興事業団の役割

名古屋市文化振興事業団は、「名古屋市民の文化・芸術の振興に資する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある市民文化の創造に寄与すること」を目的として、昭和 58（1983）年に設立されました。豊富な実績と専門知識を有する人材、培われてきたノウハウやネットワークを活かし、芸術家等の育成や魅力ある文化芸術事業を展開することで、本市の文化芸術施策を実行する役割を担っています。

文化芸術の多様な分野への活用等に総合的に取り組み、誰もが等しく文化芸術を享受する機会を創出するとともに、文化芸術が持つ人と人とをつなげる力を活用したまちの賑わいづくりや地域コミュニティ活性化等、地域の社会的課題を解決する

取り組みを進める役割が期待されます。

<主な事業>

- ・文化施設等を活用して、市民が文化芸術に触れる機会と場を提供する事業
- ・表彰等の実施、活動の場の提供及び相談助言を通じて、文化芸術団体及び芸術家等の創造活動を支援する事業
- ・文化芸術に関する情報を収集し、市民に提供する事業



エ 名古屋フィルハーモニー交響楽団の役割

名古屋フィルハーモニー交響楽団は、昭和 41（1966）年 7 月に結成され、昭和 48（1973）年 4 月に本市の出えんにより「交響管弦楽による音楽芸術の普及向上を図り、文化の発展に寄与すること」を目的として財団法人となりました。

中部圏随一のプロオーケストラとして、交響管弦楽による質の高い演奏事業や青少年への指導及び普及事業を実施するとともに、アウトリーチ活動等を通じ、市民の方々に音楽の素晴らしさを体感してもらう等、本市の音楽芸術の普及向上のけん引役を担います。

こうした「市民のためのオーケストラ」としての活動に加え、国際都市名古屋の文化の顔にふさわしい交響楽団として、世界的にも評価される活動が期待されます。

<主な事業>

- ・交響管弦楽の演奏事業
- ・青少年の音楽鑑賞の指導及び普及事業
- ・音楽芸術普及のための広報事業
- ・交響楽団の演奏技術の維持・向上を図るために必要な事業



(2)其の二 多様な文化芸術活動の拠点として文化施設の整備・管理運営を推進します

文化施設は、文化芸術の創造発信及び市民の文化芸術活動拠点として、文化芸術への市民の興味・関心を広げ、社会的課題への取り組みも含めた多様な文化芸術活動の促進を図るための施設です。

本市では、16区全てに文化小劇場を始めとした市民の文化芸術活動拠点を設置しており、市民の誰もが文化に触れ、学び、表現し、世代を超えて繋がっていく場として、文化施設は重要な役割を担っています。時代の変化に応じた役割を果たし続けられるよう、適切な維持保全、改修を推進します。

また、開館から50年以上が経過した市民会館については、老朽化やバリアフリーなど現施設が抱える諸問題を克服するとともに全市的な文化振興を促進するために、「新たな劇場」として整備します。この「新たな劇場」を「ハレ舞台・名古屋の文化芸術発信拠点」として市内文化施設の中核に位置付け、他の文化施設と有機的な連携を図ることで、文化芸術に対する市民の興味・関心を広げ、文化芸術の裾野の拡大（劇場文化の浸透）を図っていきます。

今後も引き続き、本市の文化施設が文化芸術の創造発信及び市民の文化芸術活動拠点として、利用者が快適に利用できるよう、文化施設の適切な管理運営を実施するとともに、将来を見据えた整備・改修等の検討を進め、名古屋の文化芸術を支える基盤づくりを推進します。



(3)其の三 文化芸術を支える財源の確保に努めます

文化庁を始めとした国や愛知県の補助制度等の活用のほか、ネーミングライツや企業版ふるさと納税等による民間資金の活用、個人寄附の募集等により文化芸術に係る財源の確保に努めます。また、資金の調達や人的・物的リソースの活用に向けた仕組みを検討することで、持続的な文化芸術の推進を図ります。

なお企業からの寄附の一部と個人からの寄附の全ては市民文化振興事業積立基金に積み立てられ、文化芸術事業に充当されています。今後も安定的に市民文化を支えていくために、基金の計画的な管理と、持続可能な活用のあり方を検討しながら、市民文化の基盤づくりに資する適正な管理・活用を行います。

2 各視点ごとの重点施策及び基本施策

<親しむ>

年齢、障害の有無または経済的な状況等にかかわらず、誰もが等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造できるような環境の整備を図ります。特に次世代を担う子ども・若者に対しては、文化芸術に触れ、豊かな感受性や創造性等を養う機会の充実を図ります。

また、市民への情報発信力を強化し誰もが文化芸術情報を手に入れやすくすることで、文化芸術を享受できる機会の拡大に努めます。さらに、当地域に根付く文化芸術資源を継承・保存することで、これらの文化芸術に親しむことができる環境を整備します。

【重点施策】

(1)子ども・若者への文化体験機会の提供

ア 文化芸術を鑑賞・体験するための機会確保、充実

子ども・若者の豊かな人間性を育むため、名古屋市文化振興事業団や名古屋フィルハーモニー交響楽団等の文化芸術団体や、文化小劇場や大規模ホール等の文化施設と連携しながら各施設を積極的に活用し、文化芸術を鑑賞・体験するための機会確保、充実を図ります。

また、学校部活動の地域移行化の流れを踏まえつつ、子どもたちが文化芸術を鑑賞や体験できる機会の確保に努めます。

イ 民間事業者との連携による、次世代に向けた文化体験提供事業の推進

名古屋発のスタートアップ企業等との連携を元に、企業からの寄附を原資とした、子ども・若者への文化体験提供事業を強力に推進していきます。

<事業例>



子どものための巡回劇場



子ども・若者への文化体験提供事業

【基本施策】

(2)誰もが等しく文化芸術を享受する機会の拡大

ア 文化施設での公演・展示機会の創出

市民アンケートでは、「身近な施設で、気軽に、文化芸術を鑑賞できる機会」へのニーズが最も高くなっています。

名古屋市文化振興事業団や名古屋フィルハーモニー交響楽団、各施設による公演や展示の実施に引き続き努めるとともに、誰もが使いやすい文化施設とすることで、日常的に発表・展示等の機会を創出します。あわせて、文化芸術関係者が意欲的に活動し、その能力を発揮できるよう図るとともに、まちなかから文化施設に気軽に足を運べるような環境づくりを目指します。

イ 多様な層へのアウトリーチ活動

文化芸術へのアクセスが難しい状況にある人々を含め、誰もが文化芸術に親しみ、豊かな感性を育むことができるように、福祉施設や児童施設等への積極的なアウトリーチ活動、公共空間の活用等によるまちなか展開、公演への招待など、誰もが等しく文化芸術に触れられる機会の拡大を図ります。

ウ 文化芸術鑑賞における情報保障

鑑賞にあたってはパンフレットや案内等の多言語化や手話通訳、字幕、音声ガイドの導入など情報保障を行い、年齢や障害の有無、国籍にかかわらず誰もが等しく文化芸術活動に触れられる環境の整備に努めます。

また、関係者の意識向上を目的とした研修の実施等に努めます。

<事業例>



みる・まなぶ・ダンス！



まちかどコンサート

(3)文化芸術情報の発信力の強化

ア 情報の入手環境の向上

文化芸術に市民が触れやすくするため、さまざまなメディアやイベントを利用して名古屋の文化芸術の魅力を広く発信するとともに、多言語のデジタル広報を展開する等、多様な手段による広報を実施します。

イ 市民による主体的な情報発信の促進

市民の文化情報の収集方法が変化していることから、SNS の活用に力を入れ、共有しやすい情報を提供することで、市民による主体的な情報の発信を図ります。

<事業例>



文化情報誌の発行



文化情報ひろばの運営

(4)文化芸術資源の継承・保存

ア 伝統芸能や生活文化・国民娯楽の継承

歴史文化に根ざした魅力向上として、文化・歴史資源の継承・保存が求められていることから、名古屋でかつて盛んに行われていた能楽等の伝統芸能や、将棋・囲碁を始めとする生活文化・国民娯楽について普及・継承を図ります。

イ 文化芸術収蔵資料の保存

郷土ゆかりの文学資料室を始めとした施設において、当地域の文学資料等を保存し、さらに展示等を行うことで活用します。

<事業例>



将棋・囲碁文化の普及啓発事業



文学資料室の運営

<磨き育てる>

多様な文化芸術の保護及び発展が図られるよう、人材の発掘・育成、活動の場の提供など、新たな価値や魅力の源泉となる文化芸術創造活動の支援に取り組みます。特に次世代を担う若手アーティストに対しては、活動基盤を安定させ、安心して活動が継続できるよう、サポート体制を整えるとともに、市民の文化芸術に関する練習・創作・発表・交流環境の充実を図る等、市民の主体的な文化芸術活動を支援します。

また、名古屋の特色ある文化芸術の発展が図られるよう、名古屋ならではの文化・歴史資源の活用を推進します。

【重点施策】

(1)若手アーティストの支援

ア キャリア形成支援

次世代を担う若手アーティストやアーティストを志す学生等に対して、さまざまな分野の専門人材によるアドバイス等を通じて、アーティストとしてのキャリア形成を支援します。また、アート作品や公演のマーケティング等に関する情報提供や交流の場の提供、勉強会の実施等を通じて、アーティストが活動を継続できるように支援します。

イ 創作・発表の場の提供

若手アーティスト等に対して、コンペティションやオーディションを開催するとともに、市内文化施設やギャラリー、公共空間等を創作・発表の場として積極的に提供することで、若手アーティスト等の活動範囲の拡大を図ります。

<事業例>



クリエイティブ・リンク・ナゴヤ
キャリアアップ助成



ファン・デ・ナゴヤ美術展

【基本施策】

(2)創造的文化芸術活動及び市民文化芸術活動の支援

ア 創造的文化芸術活動の支援

アーティストがキャリアアップを通じて経済的に自立することで、活動範囲の拡大やスキルの向上につながり、新たに生み出されるコンテンツによって名古屋の魅力向上が期待されます。そのため、アーティストに市内の文化施設やギャラリー、公共空間を創作・発表の場として提供し、新たな文化芸術の創造を支援します。また、活動実績のあるアーティストに対しては、その功績を讃え、文化芸術の振興を目的とした個人・団体の表彰・顕彰を行います。

イ 市民文化芸術活動を行う方々の活動・発表の場の提供

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により文化芸術団体の規模が縮小していることから、練習・創作・発表・交流等文化芸術活動を行いやすい環境づくりやコミュニティづくりに取り組みます。

また、市民が文化芸術活動に参画する機会のひとつとして、文化芸術事業の運営補助等に携わるボランティア活動を促進します。

<事業例>



名古屋市芸術賞



Nagoya POP UP ARTIST



市民美術展



いけばな芸術展

(3)文化・歴史資源の活用

ア 名古屋の文化・歴史資源を活用した魅力づくり

歴史的建造物や歴史的町並み等の名古屋独自の文化・歴史資源を活用し、名古屋の魅力を再発見する事業に取り組むとともに、文化芸術の発表の場や展示を目的とした歴史的建造物の活用を検討します。

イ 能楽堂の魅力向上

名城エリアは名古屋駅から近くに位置し、国内外の観光客からの認知度が高く、日常的にも市民や学生が集うエリアとなっています。

その中で名古屋城の南西に位置する能楽堂は世界最大の規模を誇り、能楽その他伝統芸能を振興する拠点となっていることから、伝統芸能を中心に本市の魅力を発信することで、名城エリアのさらなる魅力向上とにぎわい創出を図ります。

ウ メディア芸術を活用した魅力づくり

市民アンケートにおいてメディア芸術（アニメ、映画、漫画など）への関心が高まっていることから、メディア芸術の持つ創造性や発信力を活用し、地域の魅力向上や文化芸術の裾野拡大につながる取り組みを推進します。また、クリエイター等の関連人材の発掘・育成を通じて、メディア芸術を本市のブランディングや観光等に活用していくための基盤づくりを進めます。

<事業例>



やっとかめ文化祭 DOORS



NAGOYA NOH THEATER
「能楽いつでも Watch」



なごや文芸週間事業



名古屋能楽堂オリジナルキャラクター

<活かす>

文化芸術により生み出される価値を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮し、文化芸術の多様な価値と社会との好循環の創出に取り組みます。また、まちの中においても、芸術や歴史を実感する場や空間をつくったり、さまざまな主体と協働して文化芸術の力を活用した活力ある地域づくりを進めたりする等、文化芸術を活かしたまちづくりを推進します。

【重点施策】

(1)文化芸術を活かしたまちづくり

ア 市内における創造的文化芸術活動の創出

クリエイティブ・リンク・ナゴヤでは、文化芸術と観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業等の他分野連携事業への助成や、アーティストや文化芸術団体等とまちづくり団体が連携して行う、地域の魅力向上や将来の発展に貢献する実験的な事業等に取り組んでいます。創造的な活動を行うさまざまな人材が集積し、情報交換し、刺激し合う場づくりや地域との連携を図り、文化芸術とまちづくりとの連携を促進することで、文化芸術の多様な価値を好循環させ、文化芸術を活かした魅力と活力にあふれるまちづくりを進めます。

イ まちなかでの文化芸術活動の推進

本市がこれまで取り組んできたやっとかめ文化祭 DOORS やアッセンブリッジ・ナゴヤでのまちなかで実施する文化芸術活動についてのノウハウを活かすほか、文化小劇場等と地域の文化芸術団体と連携することで、まちなかでの文化芸術活動の推進に取り組みます。

特に、金山地区では、市民会館の建て替えに伴ったまちづくりとの連携が求められていることから、まちにおける広場や公共的な空間の創出、活用を行うことで、アーティスト等が集まる場づくりを目指し、文化芸術を活かしたまちづくりを進めます。

また、アジア・アジアパラ競技大会文化プログラムを推進し、大会の開催に向けた機運を醸成するとともに、地域の文化芸術の魅力をアジアへ発信し、地域活性に繋がります。

<事業例>



クリエイティブ・リンク・ナゴヤ
パイロット事業 撮影：三浦知也



アジア・アジアパラ競技大会
文化プログラム

【基本施策】

(2)観光、国際交流、福祉等他分野との連携

ア 文化・歴史資源を活かした文化観光の推進

名古屋の歴史的建造物や文化資産を観光資源として捉え、これらを活用した魅力づくりに取り組むとともに、国内外に向けたプロモーションにより新たな観光客誘致を図ることで、文化芸術と経済の好循環を目指します。特に、インバウンド向け文化体験コンテンツの造成及び発信により、名古屋の文化芸術を世界に伝えていきます。

<事業例>



将棋「王位戦」を活用した
都市魅力向上・発信事業



NODATE Tea Ceremony Café

イ 文化芸術を活かした国際交流の推進

海外アーティスト・団体との交流や制作、ユネスコ創造都市ネットワーク等の国際的な枠組みを通じて、世界との創造的なつながりを育み、相互に経験・知識の共有を図る異文化交流の推進により、国際的な都市イメージの向上を図り、世界に開かれたまちを目指します。

<事業例>



クリエイティブ・リンク・ナゴヤ社会連携活動助成 文化芸術×国際交流

撮影：三浦知也



撮影：廣田緑

ウ 文化芸術で切り開く福祉と共生社会

福祉・医療施設、高齢者施設、児童施設等でのアウトリーチ事業を積極的に推進することで、さまざまな理由により文化施設に足を運ぶことが難しい市民等に向けて文化芸術に触れる機会を提供します。また、障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、または創造することができるよう、障害者による文化芸術活動の促進にも留意します。

<事業例>



クリエイティブ・リンク・ナゴヤ社会連携活動助成 文化芸術×福祉

撮影：トロロスタジオ

エ 子ども・若者への教育における文化芸術活動の充実

子どもの頃から文化芸術に日常的に触れる体験は、子ども・若者の感性や想像力、表現力を育むなど健やかな育成において、また将来の文化芸術を支える担い手や、享受する観客を育成する意味においても重要です。

そのため、本市では、子どもたちへのアウトリーチプログラム等による文化体験機会や、学生等が事業の企画・運営に主体的に関わる機会を提供することで、文化芸術を教育に活かし、子ども・若者の豊かな成長を支えています。

<事業例>



NAGOYA GROOVIN' SUMMER



ナゴヤ・マーチング&バトン・ウェーブ

オ クリエイティブ産業や文化芸術活動を支える産業の振興

本市は平成元（1989）年に「デザイン都市宣言」を行い、世界でも有数のものづくりの中核圏域として活力に満ちあふれ、創造性豊かな名古屋のデザインというアイデンティティとその可能性が認められた結果、平成 20（2008）年には国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の「創造都市ネットワーク（デザイン分野）」への加盟が認定されました。デザインによる豊かな創造性あふれる魅力的な都市づくりを目指す「ユネスコ・デザイン都市なごや」として、デザインをテーマとする人材育成と将来へつながる豊かな社会の実現に取り組みます。

< 事業例 >



クリエイティブカフェ



交流事業

ユネスコ・デザイン都市なごや

<支える>

本市の文化芸術活動を持続的に発展・拡大させるための基盤づくりとして、本市の中核施設となる市民会館の整備を進めます。また、文化施設を安全かつ快適な施設として維持管理するとともに、改修等を見据えたあり方の検討、実態把握を進めます。

さらに、国費・県費等を始め民間資金や個人からの寄附による資金の活用を通じて、文化芸術事業の実施のための安定した基盤を確立します。

【重点施策】

(1)新たな劇場の整備(市民会館の改築)

近年、愛知厚生年金会館や愛知県勤労会館を始めとした市内の大中規模ホールの閉館が相次いだ影響もあり、市内文化施設の利用率は常に高い水準で推移しており、特に大中規模ホールに対する需要が高まっています。こうした文化芸術の実演・鑑賞機会の確保及び老朽化した市民会館が抱える諸課題の解消に向け、金山駅周辺のまちづくりとあわせて3つのホールを配置し、本市の文化芸術を支える中核施設となる「新たな劇場」の整備を進めます。

ア「新たな劇場の基本計画」等に基づく施設整備

「新たな劇場の基本計画」(令和6(2024)年度)に示される新たな劇場の施設構成や規模及びその内容、管理運営に関する具体的な考え方等を基に、新たな劇場を整備します。文化芸術推進計画2030の計画期間においては、管理運営計画の詳細検討、整備手法や事業スキームの検討等を行い、事業者を公募・選定する予定です。

○新たな劇場整備の想定スケジュール(PFI(BTO)方式による整備の場合)



出典：「新たな劇場の基本計画」(一部加筆)

イ 新たな劇場を見据えた文化芸術施策の展開

慢性的なホール不足、またそれに伴う公立文化施設の高い稼働率等による利用機会（実演・鑑賞機会）の損失への対策は、名古屋の文化芸術の発展を推進していく上で重要です。市民会館については、現在の大ホール・中ホールの2つから、金山駅周辺のまちづくりと連携しながら、規模や性格の異なる3つのホールを整備することとしています。これにより、利用者の需要に応じた適切な規模の会場選択を促進しながら、利用機会の確保を図ります。

また、質の高い文化体験の提供のための戦略的貸館事業を実施するとともに、幅広い世代の興味誘発、アーティスト間・文化施設間の連携促進、次世代の実演家・文化芸術を支える人材育成、交流機会の創出等に取り組む自主事業等を通じて、新たな劇場のミッションである「文化芸術の裾野拡大」を進めます。

事業全体は、設計・整備・管理運営に民間活力を生かすためにPFI事業を想定していますが、名古屋の文化芸術の中核として市内の多様な文化芸術を支え、促進する拠点としていくために、民間活力とともに名古屋市文化振興事業団がこれまで培ってきた地域における関係性や事業活動等を活かし、全体として市の文化芸術施策の推進・実現を図る体制を構築していきます。

こうした新たな劇場の将来像を見据え、準備段階である現時点から助走事業としてまちなかでの継続的な文化芸術施策を展開し、令和10（2028）年度以降は選定事業者等との運営体制構築のもと、開館に向けたプレ期として地域での文化芸術活動等に取り組み、新たな劇場及び金山駅周辺まちづくりの機運醸成を図ります。

ウ 「開かれた劇場」の実現

金山駅周辺のまちづくりにおいては、「人・文化・芸術とともに育つまち～にぎわいと感性あふれる交流創造の場づくり～」というコンセプトが掲げられています。このコンセプト実現のための重要な施設でもある新たな劇場は、金山駅周辺地域に文化芸術が浸透していき、地域全体で日常から文化芸術を感じられるよう、文化施設間の連携強化を始めとして、イベント等に活用できるオープンスペース等の整備やまちなかでの文化芸術活動の展開等について、関係者との協力のもと実現を目指します。

○まちに開かれた劇場のイメージ



古沢公園・市民会館エリア南側



古沢公園・市民会館エリア北側

○新たな劇場を核とした文化芸術施策展開のイメージ

古沢公園・市民会館エリアとアスナル金山エリアに配置した新たな劇場の3ホールを核として、金山駅周辺地域の他の文化施設や地域団体等と連携した面的な文化芸術施策を展開し、文化芸術の浸透を図ります。



新たな劇場を核とした文化芸術施策展開のイメージ

出典：「新たな劇場の基本計画」

金山駅周辺のまちづくりによる再整備とあわせて、誰もが気軽に立ち寄ることができ、文化芸術に触れることが出来る「開かれた劇場」とすることで、まちと連携し一体化した文化芸術の発信拠点とします。その上で、上図のようにさまざまな範囲での連携のもと、地域コミュニティとも協力しながら文化芸術施策を展開します。

北側に位置する古沢公園とも一体的な空間形成を図りながら、まちや公園に訪れるさまざまなライフステージの人々への文化芸術の浸透を図り、幅広い世代の人が文化芸術に親しむ機運醸成を行います。

【基本施策】

(2)文化施設の整備・管理運営

ア 文化施設の適切な維持保全、改修

文化芸術の創造発信及び市民の文化芸術活動拠点である文化施設を誰もが安心・安全に利用できるよう管理・運営するとともに、快適な利用環境を整えるため、指定管理者と協力して適切な維持保全、改修を実施します。

すでに改修済みの公会堂（平成 29（2017）～30（2018）年度に改修）と改築予定の市民会館（令和 10（2028）年度～改築予定）を除く文化施設については、老朽化が進んでおり、市民会館の改築を踏まえた今後の計画的な改修・改築等の検討を進めます。

イ 文化施設の管理・運営及び文化芸術活動の裾野拡大

文化施設については、設置条例等において、各施設の設置目的及び位置付けが定められているほか、有識者や実演家等によって構成された文化施設のあり方検討会議で示された「文化施設のあり方提言」（平成 23（2011）年度）における方針を踏まえ、文化施設の機能を活かし、市民会館、公会堂を鑑賞型施設、芸術創造センター、青少年文化センターを創造発信型施設と位置付けています。

各文化施設の設置目的等を達成するため、劇場法等を踏まえた効果的な文化施設の管理・運営を実施します。特に、質の高い事業や普及啓発の実施、専門的人材の養成・確保等を円滑に行えるよう、選定方法や評価方法など指定管理者制度の適切な運用のあり方について、引き続き検討します。

文化芸術の裾野の拡大のため、各文化施設の設置目的や役割分担をより明確にし、事業や人材育成等において、施設間で有機的連携を図りながら運営・事業展開を図ります。加えて、文化施設のみならず、地域団体・教育機関等と連携することで、多様な文化芸術活動の裾野の拡大を促進します。

また、市民が暮らしの中でより身近に文化に触れられる機会の創出、文化芸術活動を通じた交流の場づくりや周辺観光施設等との連携を指定管理者とともに引き続き推進する等、それぞれの文化施設が持つ機能のより一層の向上を図っていきます。あわせて、文化施設が鑑賞の場にとどまらず、施設を拠点とした文化芸術活動を推進することによって地域の活性化を促進します。



(3)文化芸術を支える資金等の活用

ア 国費・県費等の活用

文化庁の補助金を始めとした国庫補助や愛知県の県費補助、その他助成金の活用を行うことで文化芸術に係る財源の確保に努めます。

イ 民間資金の活用

企業等法人が地方自治体に寄附を行う際の税控除制度を活用した企業版ふるさと納税等による企業等法人からの寄附金を財源として、名古屋市内の子ども・若者への文化体験提供事業等に活用します。

また、本市が所管する文化施設について、ネーミングライツの活用を行います。令和 8（2026）年 4 月時点では、Niterra 日本特殊陶業市民会館、岡谷鋼機名古屋公会堂、アマノ芸術創造センター名古屋がネーミングライツを実施しています。ネーミングライツの適切な導入を通じて、ネーミングライツ料を各ネーミングライツ施設の工事や施設で実施される文化芸術事業に充当し、各施設の財源の確保に努めます。

加えて、名古屋フィルハーモニー交響楽団や名古屋市文化振興事業団、各実行委員会等においては地元企業からの協賛金をいただき、各文化芸術事業に充当することで持続的な文化芸術活動を推進します。

ウ 個人寄附の募集

文化振興事業寄附金を広く周知し、皆さまからの寄附を募ります。なお、集めた寄附金は市民文化振興事業積立基金に積み立てられ、本市の文化芸術事業に活用します。

エ 効率的な資金等の調達や活用に向けた仕組みの検討

企業等の法人や個人の皆さまからいただく寄附金を市民文化振興事業積立基金に積み立てる仕組みや、人的・物的リソースを活用する仕組みの構築を検討することで、本市が行う文化芸術施策の財源を継続的に生み出し、持続可能な文化芸術の推進を図ります。



市民文化振興事業積立基金広報チラシ

第5章 評価指標

本計画の推進にあたり、前計画からの継続性を踏まえ、評価指標を以下の通り設定します。所管課である文化芸術推進課が評価指標の達成状況を確認して文化芸術推進評議会において検証を行い、事業内容の改善を進めていきます。

【KGI：成果の最終目標を定量的に評価する指標】

指 標	現状値	目 標	出 典
名古屋を文化的なまちだと思ふ市民の割合	70.6%	78%	総合計画 ・現状：R7

【KPI：目標を達成するための取り組みの進捗状況を定量的に測定する指標】

指 標	現状値	目 標	出 典
①文化芸術をホール、美術館等で直接鑑賞した市民の割合（直近 3 年間）	70.1%	73%	市政アンケート ・現状：R6
②気軽に文化芸術に触れられると感じる市民の割合	51.7%	57%	LINE アンケート ・現状：R7
③文化芸術情報が入手しやすいと感じる市民の割合	7.4%	10%	市政アンケート ・現状：R6
④文化芸術活動を行う市民の割合（直近 1 年間）	44.4%	47%	LINE アンケート ・現状：R7
⑤若手アーティストの相談支援件数	30 件	35 件 (期間平均)	名古屋市データ ・現状：R6
⑥文化芸術活動を 10 年以上続ける芸術家等の割合	82.3%	85%	クリエイティブ・リンク・ナゴヤ調査 ・現状：R6
⑦全国の文化芸術関連産業の就業者数に対する本市の就業者数の割合	3.1%	3.3%	経済センサス ・現状：R3
⑧他分野と連携したことがある芸術家等の割合	46%	65%	クリエイティブ・リンク・ナゴヤ調査 ・現状：R6
⑨文化施設利用率	87.7%	90%	名古屋市データ ・現状：R6
⑩文化芸術施策への寄附金の総額（個人及び法人 ＊協賛金も含む）	22,737 千円	120,000 千円 (期間平均)	名古屋市データ ・現状：R6

【参考】各局における文化芸術関連事業例

取り組み事項	事業概要	所管局
陸前高田市との交流（文化交流）	友好都市協定を締結している陸前高田市と文化を通じた交流を実施	防災危機管理局
愛知・名古屋 2026 大会文化プログラム	令和 8（2026）年に開催されるアジア競技大会・アジアパラ競技大会において、日本、愛知・名古屋の「歴史、文化芸術、自然、産業等の魅力」を紹介・発信するとともに、大会関係者や県民・市民が交流する機会となる文化プログラムを実施	総務局
デザイン等を活用した取り組みの支援	クリエイティブな人材が価値を創出できるようデザイン、ファッション、コンテンツ分野のクリエイターの創業等を支援	経済局
名古屋まっりの開催	名古屋の伝統・文化を体感できる一大イベントとして、郷土英傑行列を始めとした行列行事・会場行事を開催	観光文化交流局
名古屋姉妹友好都市交流事業	名古屋市の 6 つの姉妹友好都市（ロサンゼルス市、メキシコ市、南京市、シドニー市、トリノ市、ランス市）の文化や経済、教育等の交流事業を実施	観光文化交流局
日本遺産有松における歴史まちづくりの推進	重要伝統的建造物群保存地区に選定され、日本遺産に認定された有松地区では、町並みを保存するための現状変更行為の許可及び修理等に対する補助を始め、市指定有形文化財岡家住宅の保存・活用、古民家利活用事業、文化資源（絞り・町並み・山車）を活かした日本遺産の推進等を実施	観光文化交流局
文化芸術を活用した特別公開事業の実施	史跡・文化財等の創造的な活用や名古屋城の文化的魅力の向上を図ることを目的とし、創造的な文化芸術事業と史跡・文化財等の特別公開を組み合わせたイベント等を実施	観光文化交流局
ナゴヤ・パフォーマー事業「Nagoya POP UP ARTIST」の実施	音楽やダンス、大道芸がまちのそこかしこで行われ、市民が気軽に楽しめる空間を作り出すことで賑わいを創出し、都市の魅力向上を図ることを目的として実施	観光文化交流局 交通局

取り組み事項	事業概要	所管局
環境デーなごやの開催	生き物との共生・脱炭素社会の実現・循環型社会の構築等をテーマに、楽しみながら環境について考えるイベントの中で「SDGs×音楽」の催しを実施	環境局
鯉城学園	高齢者向けの学校である鯉城学園では高齢者の教養の向上を図り、生きがいを高めるとともに、社会的活動への参加の促進に寄与することを目的とし、音楽や美術等の文化芸術を学べる講座を開講	健康福祉局
障害者アートの活用	「発達障害児者の多様性を理解し支える社会的土壌」を醸成し、発達障害者支援の基本的な考え方を「医学モデル」から「社会モデル」へ転換していくことを目的とした「名古屋市発達障害啓発プロジェクト」では障害者アートをデザインのモチーフに、発達障害への理解を広げる活動を実施	子ども青少年局
ひとり親家庭の文化・スポーツ交流事業	ひとり親家庭の子どもに、スポーツ・文化等の体験の場を提供することにより、子どもの意欲や自己肯定感を醸成	子ども青少年局
金山駅周辺のまちづくりの推進	「人・文化・芸術とともに育つまち」をコンセプトとした金山まちづくりの具体化を図るため、金山駅北側にある市有地を核とした整備、ウォークアブルなまちの形成及び交通結節点としての機能強化を推進	住宅都市局
木曽三川流域フォトコンテストの開催	名古屋市の水源である木曽三川流域の地域の活性化に寄与するとともに、水環境保全意識の醸成を目的として、フォトコンテストを開催	上下水道局
ポッカレモン消防音楽隊による消防におけるPR活動	名古屋市の諸行事や地域の催し等に演奏出場し、演奏・演技を通じて防火・防災・救急など消防各分野におけるPR活動を実施	消防局
美術館の魅力向上	令和10（2028）年度に築40年を迎える美術館がさらに魅力的な施設となるため、今後の方向性について調査を行うとともに、老朽化・狭あい化した施設・設備の機能向上も含めた基本計画を策定し、多様な市民ニーズを踏まえた企画展示の開催や子ども向け事業の充実、国内外の美術館との交流など魅力向上に関する事業等を実施	教育委員会事務局

【参考】各区における文化芸術関連事業例

取り組み事項	事業概要	各区
区役所に花を飾る事業	区役所内の快適な環境づくりの一環として、1階ロビーに花を展示	千種区役所
「文化のみち」魅力発信事業	「文化のみち」をPRするため、尾張徳川家ゆかりの施設の、通常非公開の建造物内部等の特別公開イベントを実施するとともに、Instagramを活用して、東区住民だけでなく内外の幅広い世代に東区の歴史・文化の魅力を発信	東区役所
北区ジャズの街プロジェクト「KITA JAZZ！」	「北区＝ジャズの街」のイメージ浸透を図り、子どもから高齢者まで区民が「ジャズ」に親しみ、自慢できる魅力とすることで、北区民の愛着や誇りの醸成につなげるための事業を実施	北区役所
西区民美術展	区内在住・在勤または在学（高校生以上）の方から公募した、日本画、洋画、書道、彫刻・工芸、写真等の創作作品展示	西区役所
中村アクターズタウン事業	地域との交流を図り、芸術文化に親しんでもらうため、アクテノンフェスティバルを始め各種事業を実施	中村区役所
ナカクデザインプロジェクト	中区にあるデザイン関連の専門学校に通う学生の作品の展示	中区役所
区民ふれあい芸術祭	区民が身近に芸術を感じることができる機会として、昭和区で文化芸術活動をしている方々が一堂に会し、披露・公演する場を提供	昭和区役所
瑞穂区民展	区内在住・在勤または在学（高校生以上）の方から出品された、日本画、洋画、書、彫刻・工芸、写真の展示	瑞穂区役所

取り組み事項	事業概要	各区
熱田区民まつり文化祭事業	9月末～11月にかけて、美術展・書道展・秋の生け花展・芸能オンステージを秋の文化祭事業と称して、区民まつりと一体となって開催	熱田区役所
いけばな展	文化芸術活動に対する区民の関心を高め、地域の交流を促進するため、区内の団体等と協力し、いけばな展を開催	中川区役所
港区子ども美術展	小学生～中学生を対象に作品を公募し展示	港区役所
南区民美術展	区民が、日ごろの創作活動の成果を披露する場として、文化芸術に親しむ機会を創出するため、公募作品を展示	南区役所
守山区のPR写真＆動画コンテスト	守山区の「とっておき」の風景等をSNSにより募集する事業を実施	守山区役所
MIDORI オンステージフェスティバル	緑区を中心に趣味や生きがいとしてさまざまな文化芸術活動に取り組む方が、日ごろの成果を気軽に発表できる場として開催	緑区役所
めい冬音楽祭	吹奏楽部の活動が盛んな区内学校の協力により、幼児から高齢者まで幅広い世代の区民が気軽に文化芸術を楽しむことができる音楽祭を実施	名東区役所
てんばく音楽祭	地元出身のアーティストや区内の学生が出演する音楽イベントの実施	天白区役所

資料編

1 策定経過

(1)文化芸術推進評議会及び計画部会

会 議	開催日	議 題
第 1 回名古屋市文化芸術推進評議会	令和 6 年 7 月 12 日	・ 会長及び副会長の選任について ・ 部会の設置について ・ 次期文化芸術推進計画の策定について（諮問） ・ 次期文化芸術推進計画の策定に向けた調査について
第 1 回名古屋市文化芸術推進評議会計画部会	令和 6 年 7 月 12 日	・ 次期文化芸術推進計画の策定について -文化芸術推進計画 2025 の振り返り -次期文化芸術推進計画策定に向けた事前調査 -次期文化芸術推進計画の方針 -今後のスケジュール ・ その他
第 2 回名古屋市文化芸術推進評議会計画部会	令和 6 年 12 月 6 日	・ 文化芸術推進計画 2025 の振り返りについて ・ 次期文化芸術推進計画の方針について ・ 今後のスケジュールについて
第 2 回名古屋市文化芸術推進評議会	令和 6 年 12 月 26 日	
第 3 回名古屋市文化芸術推進評議会計画部会	令和 7 年 2 月 17 日	・ 文化芸術推進計画 2025 の評価について ・ 次期文化芸術推進計画の策定に向けた基礎調査の報告について ・ 次期文化芸術推進計画の概要（案）について ・ 今後のスケジュールについて
第 3 回名古屋市文化芸術推進評議会	令和 7 年 3 月 24 日	
第 4 回名古屋市文化芸術推進評議会計画部会	令和 7 年 6 月 12 日	・ 次期文化芸術推進計画の策定に向けた基礎調査の報告について ・ 次期文化芸術推進計画素案について ・ キャッチコピー（案）について ・ 計画策定までのスケジュール（案）について
第 4 回名古屋市文化芸術推進評議会	令和 7 年 7 月 7 日	・ 次期文化芸術推進計画の策定に向けた基礎調査の報告について ・ 次期文化芸術推進計画素案について ・ キャッチコピー（案）について ・ 計画策定までのスケジュール（案）について

第 5 回名古屋市 文化芸術推進評 議会計画部会	令和 7 年 9 月 5 日	・次期文化芸術推進計画（原案）について ・キャッチコピー（案）について
第 5 回名古屋市 文化芸術推進評 議会	令和 7 年 11 月 4 日	・次期文化芸術推進計画の策定に係る答申について ・今後のスケジュールについて
第 6 回名古屋市 文化芸術推進評 議会計画部会	令和 8 年 2 月 12 日	・文化芸術推進計画 2030（案）について
第 6 回名古屋市 文化芸術推進評 議会	令和 8 年 3 月 26 日	・文化芸術推進計画 2030（案）について

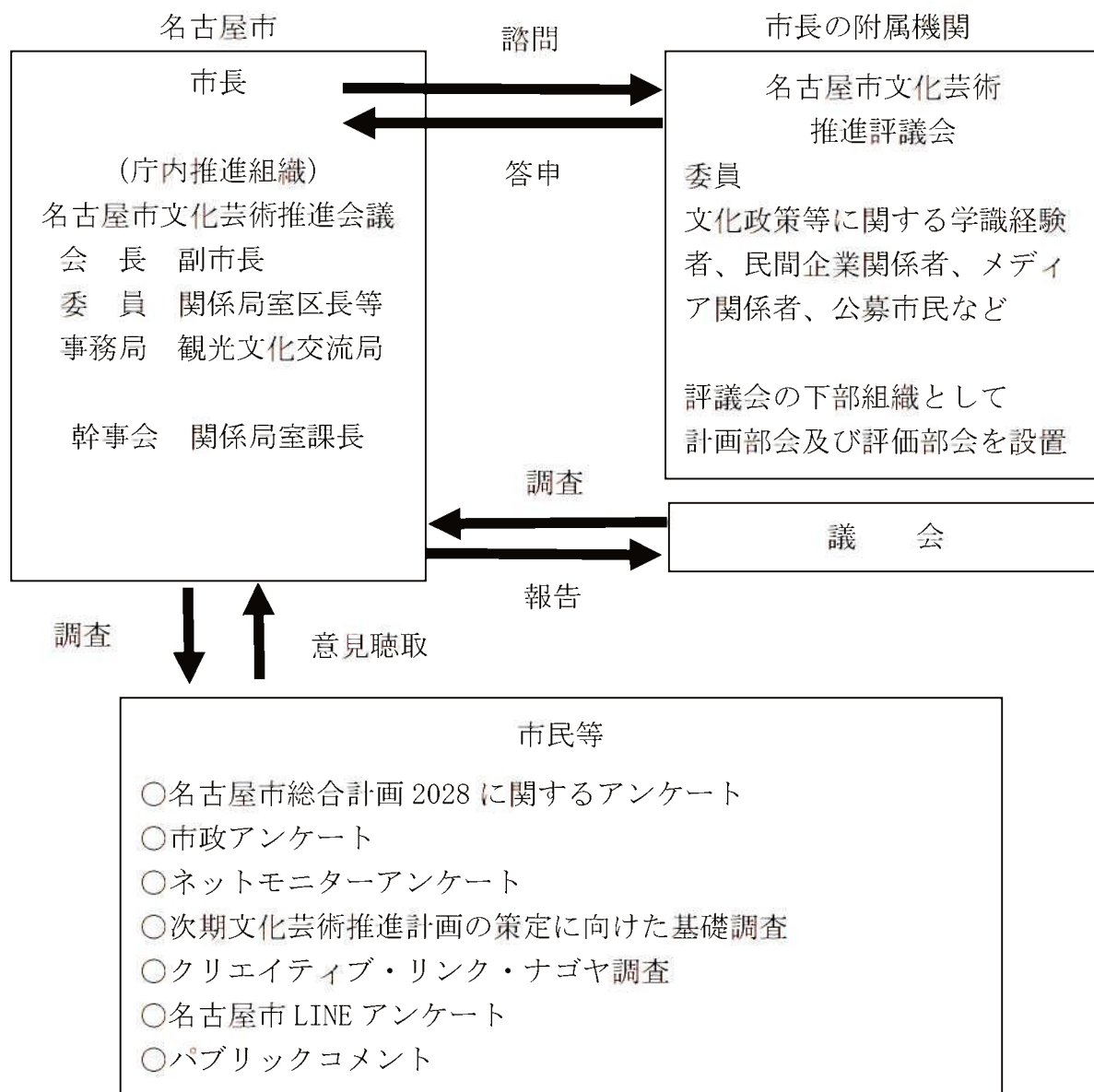
(2)学生ワークショップ

広く市民に伝わるスローガン作成の参考とするため、未来の名古屋を担う若い世代の意見を収集することを目的とし、学生を対象としたワークショップを令和 7 年 8 月 26 日（火）に開催した。

主な意見
○事務局案「日常に文化を、まちに彩りを」に共感する意見 ・文化芸術の日常性が伝わる。「まち」を「名古屋」に変えても良いと思う。 ・どんな文化がまちに根付いているのか調べようと思った。 ・日常と文化の接続に親しみやすさを感じた。語感も良い。 ○事務局案「日常に文化を、まちに彩りを」に共感する意見 ・リードコピーの「日常に根づいた文化芸術」という言葉に惹かれた。また、「世界」という方向性よりも「日常」という方向性に好感を持っている。 ・「世界」というワードにワクワク感がある。「世界」というフレーズは外国人誘致という観点で親和性がある。 ○自身で考えたキャッチコピーとその意見 ・「若い力が花開く、芸どころ名古屋」：名古屋らしさとして「芸どころ」を加えた。 ・「芸どころ名古屋 文化は日常の中に」：伝統芸能のみを「芸どころ」と考えるのではなく、「ライブハウス・DJ ブース」のようなコンテンツもその一つとして捉えるべき。 ・「芸どころ名古屋 文化を世界へ」：「世界」「文化」「芸どころ」は必ず使いたいフレーズ。「芸どころ」は耳なじみがないからこそ若者に刺さるのではないかと思う。 ・「世界へ織りなす名古屋」：世界への志向があるのであれば、横文字を入れてもよい。

2 策定体制

(1)全体像



(2)文化芸術推進評議会及び計画部会委員名簿

	氏 名	役 職 等	部会
◎	佐々木 雅幸	大阪市立大学名誉教授	
○	桧森 隆一	嘉悦大学付属地域産業文化研究所客員教授	★
○	梶田 美香	名古屋芸術大学教授	■
	佐藤 友美	クリエイティブ・リンク・ナゴヤ ディレクター	★
	林 健次郎	公益財団法人宮城県文化振興財団 新県民会館開館準備室長	★
	小泉 孝	公募委員	■
	波瀲 郁代	株式会社 JTB 総合研究所 客員研究員	■
	尾久 充弘	中日新聞社取締役事業担当	
	河島 伸子	同志社大学教授	
	田中 豊	名古屋商工会議所 常務理事・事務局長	
	武馬 淑恵	公募委員	■
	水尾 衣里	名城大学教授	
	宮本 文武	一般社団法人中部経済連合会 常務理事事務局長	
	森田 かずよ	俳優・ダンサー	

座長◎、部会長○ 計画部会員★ 評価部会員■ (五十音順、敬称略)

(3)名古屋市文化芸術推進会議

文化芸術推進計画の総合的な推進や文化芸術推進計画に係る協議、連絡調整、また策定に関して庁内会議を実施しました。

ア 推進会議

(ア) 概要

回	開催日	議題
第1回	令和7年6月9日	・名古屋市文化芸術推進会議について ・次期文化芸術推進計画（案）について ・その他
第2回	令和7年11月10日	・次期文化芸術推進計画（案）について ・今後のスケジュールについて
第3回	未定	・文化芸術推進計画2030（案）について

(イ) 構成員

会 長	観光文化交流局を所管する副市長
副会長	観光文化交流局長
委 員	防災危機管理局長
〃	市長室長
〃	総務局長
〃	総務局担当局長（企画調整）
〃	財政局長
〃	スポーツ市民局長
〃	経済局長
〃	環境局長
〃	健康福祉局長
〃	子ども青少年局長
〃	住宅都市局長
〃	緑政土木局長
〃	上下水道局長
〃	交通局長
〃	消防局長
〃	教育長
〃	中村区長
〃	中区長

イ 推進会議幹事会

(ア) 概要

回	開催日	議題
第1回	令和7年6月3日	・名古屋市文化芸術推進会議について ・次期文化芸術推進計画（案）について ・その他
第2回	令和7年11月6日	・次期文化芸術推進計画（案）について ・今後のスケジュールについて
第3回	未定	・文化芸術推進計画2030（案）について

(イ) 構成員

幹事長	観光文化交流局文化歴史まちづくり部長
副幹事長	観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課長
幹事	防災危機管理局総務課長
〃	市長室秘書課長
〃	総務局総務課長
〃	総務局企画部企画課長
〃	財政局総務課長
〃	スポーツ市民局総務課長
〃	経済局産業労働部産業企画課長
〃	観光文化交流局総務課長
〃	環境局総務課長
〃	健康福祉局総務課長
〃	子ども青少年局企画経理課長
〃	住宅都市局担当課長（企画調整）
〃	緑政土木局企画経理課長
〃	上下水道局経営本部企画経理部経営企画課長
〃	交通局営業本部企画財務部担当課長（企画調整）
〃	消防局総務部担当課長（企画調整）
〃	教育委員会事務局総務部企画経理課長
〃	中村区企画経理課長
〃	中区企画経理課長

3 用語集

アウトリーチ	文化芸術に様々な理由で触れることの少ない住民向けに、文化芸術の体験等ができる機会を文化施設の外でつくる活動
SDGs	人類が地球で暮らし続けていくために、2030年までに達成すべき目標（以下、本計画に関する目標を記載）  「3 すべての人に健康と福祉を」 だれもが健康で幸せな生活を送れるようにしよう  「4 質の高い教育をみんなに」 だれもが公平に、良い教育を受けられるように、 また一生に渡って学習できる機会を広めよう  「8 働きがいも 経済成長も」 みんなの生活を良くする安定した経済成長を進め、 だれもが人間らしく生産的な仕事ができる社会を作ろう  「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」 災害に強いインフラを整え、新しい技術を開発し、 みんなに役立つ安定した産業化を進めよう  「10 人や国の不平等をなくそう」 世界中から不平等を減らそう  「11 住み続けられるまちづくりを」 だれもがずっと安全に暮らせて、 災害にも強いまちをつくろう  「17 パートナリシップで目標を達成しよう」 世界のすべての人がみんなで協力しあい、 これらの目標を達成しよう
NFT	Non-Fungible Token（非代替性トークン）の略称であり、代替不可能なデジタルデータを指す。ブロックチェーン上で発行・流通され、偽造や改ざんが困難となっている。
クラウドファンディング	Crowd（群衆）×Funding（資金調達）の造語で、一般的には特定のプロジェクトの起案者がインターネット上で不特定多数からお金を集める仕組み
クリエイティブ産業	デザイン、ファッション、コンテンツなど新たな価値を創造する産業
コンセッション	公共施設等運営事業のことで、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式
指定管理者制度	条例の定めるところにより、法人等が、公の施設の管理を行うことができる仕組み
CBX	Cultural Business Transformation の略称であり、日本の文化芸術の国際発信強化とグローバル展開を、ビジネスの考え方を取り入れつつ効果的・戦略的に進める、変革を目指した取り組み

シビックプライド	市民のまちに対する誇りや愛着
他分野連携	文化芸術基本法第二条「文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」に基づく、文化芸術とその他の各関連分野との連携を図る取り組み
名古屋市市民文化振興事業積立基金	名古屋市の設置する文化基金であり、名古屋市と市民はじめ皆様からの寄附金により積み立てられた基金とその運用益を市民文化の振興事業に役立てている
ネーミングライツ	市と法人等との契約により、市が所管する施設等に愛称等を付ける権利を付与する代わりに、法人等から対価を得て、当該施設等の運営費等に充てる手法
PFI	PPPの一形態であり、Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
PFI（BTO）方式	PFIの事業方式の一種であり、民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式
PPP	Public（官）とPrivate（民）のPartnership（連携）を指す。それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るなど様々な形で活用されている。
ファンドレイジング	狭義には寄附金のみを対象としたものを指すが、一般的には寄附に加え、会費、助成金、補助金等の「支援的資金」集めも含む。さらに広義の意味では、事業収入、融資等も含む、財源獲得全体として総称する言葉
包摂性	違いのある人たちを、違いを尊重したまま受け入れる社会を目指そうという考え方や性質

4 法律・国の施策

法律や国の施策について、特に関連の深い箇所を抜粋しています。

■ 文化芸術基本法(公布:平成13年12月7日 最終改正:令和元年6月7日)

◆ 基本理念

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

◆ 地方公共団体の責務

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

■ 文化芸術推進基本計画(第2期)

◆ 中長期今後の文化芸術政策の目指すべき姿

中長期目標 1 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

中長期目標 2 創造的で活力ある社会の形成

中長期目標 3 心豊かで多様性のある社会の形成

中長期目標 4 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

◆ 重点取組

重点取組 1 ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進

重点取組 2 文化資源の保存と活用の一層の促進

重点取組 3 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成

重点取組 4 多様性を尊重した文化芸術の振興

重点取組 5 文化芸術のグローバル展開の加速

重点取組 6 文化芸術を通じた地方創生の推進

重点取組 7 デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

◆ 施策群

(重点取組 1 ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進 関係)

- ① コロナ禍からの復興と文化芸術水準の向上等
- ② 基盤強化、自律的運営による文化芸術の持続可能な発展

(重点取組 2 文化資源の保存と活用の一層の促進 関係)

- ③ 「文化財の匠プロジェクト」の推進等による文化資源の保存と活用の好循環の構築
- ④ 国際協力を通じた文化遺産の保存・活用（世界文化遺産・無形文化遺産等）
- ⑤ 国土強靱化に資する文化財の防火・防災対策の推進

(重点取組 3 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成 関係)

- ⑥ 文化芸術教育の改善・充実、子供たちによる文化芸術鑑賞・体験機会の確保

(重点取組 4 多様性を尊重した文化芸術の振興 関係)

- ⑦ 障害者等の文化芸術の参画促進による共生社会の実現
- ⑧ 国語の振興、国内外での日本語教育の推進

(重点取組 5 文化芸術のグローバル展開の加速 関係)

- ⑨ 世界を視座とした戦略的な文化芸術の展開
- ⑩ 海外との連携による文化芸術の好循環の創出

(重点取組 6 文化芸術を通じた地方創生の推進 関係)

- ⑪ 国立美術館・博物館、国立劇場等の文化振興のナショナルセンターとしてのマネジメント機能の強化、博物館行政の充実
- ⑫ 地域における文化芸術振興拠点の整備・充実
- ⑬ 文化観光の推進による好循環の創出
- ⑭ 食文化をはじめとした生活文化の振興

(重点取組 7 デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 関係)

- ⑮ デジタル技術を活用した文化芸術の振興
- ⑯ DX 時代に対応した著作権制度の構築

■ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

◆ 趣旨

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

◆ 地域における文化観光を推進するための措置

○ 拠点計画の認定等及びこれに基づく事業に対する特別の措置

- ・文化資源保存活用施設の設置者は、文化観光推進事業者と共同して文化観光拠点施設としての機能強化に関する計画（拠点計画）を作成し、主務大臣の認定を申請
- ・拠点計画では、機能強化に関する基本方針や目標のほか、施設内の文化資源の魅力増進、観光旅客の文化理解を深める措置、移動等の利便増進、広報等の事業等を定める。
- ・認定を受けた拠点計画に基づき、共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置を実施

○ 地域計画の認定等及びこれに基づく事業に対する特別の措置

- ・市町村又は都道府県が単独で又は共同して組織する協議会において、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（地域計画）を作成し、自治体・文化観光拠点施設の設置者・文化観光推進事業者が共同して、主務大臣の認定を申請。
- ・地域計画では、当該地域における文化観光の推進に係る基本方針や目標のほか、地域内の文化資源の総合的な魅力増進、移動等の利便増進、広報等の事業等を定める
- ・認定地域計画に基づき、文化財の登録の提案に関する特例措置、拠点計画と同様の特例措置を実施

■ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

◆ 法案の背景・目的

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、
心の豊かさや相互理解をもたらす

(文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念)

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

◆ 基本理念

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

◆ 基本的施策

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| ① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大 | ⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進 |
| ② 文化芸術の創造の機会の拡大 | ⑧ 相談体制の整備等 |
| ③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保 | ⑨ 人材の育成等 |
| ④ 芸術上価値が高い作品等の評価等 | ⑩ 情報の収集等 |
| ⑤ 権利保護の推進 | ⑪ 関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力 |
| ⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援 | |
- ※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

◆ 基本計画・地方自治体の計画

- 文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化
- 地方公共団体は計画策定の努力義務

■ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

◆ 趣旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等（以下「劇場、音楽堂等」という。）に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

◆ 主な課題

- ・文化施設の劇場、音楽堂等としての機能が十分に発揮されていない。
- ・実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、相対的に地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。

◆ 概要

- 劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にする。
- 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。

「国及び地方公共団体の措置」

国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

「基本的施策」

- ・国際的に高い水準の実演芸術の振興等
 - ・国際的な交流の促進
 - ・地域における実演芸術の振興
 - ・人材の養成及び確保等
 - ・国民の関心と理解の増進
 - ・学校教育との連携
- 劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が作成する。

■ 手話に関する施策の推進に関する法律

◆ 目的

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であること。⇒手話に関する施策を総合的に推進する。

◆ 基本理念

- 手話の習得・使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする。
- 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化の保存・継承・発展が図られるようにする。
- 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにする。

◆ 基本的施策

- ① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援
- ② 学校における手話による教育等
- ③ 大学等における配慮（８条）
- ④ 職場における環境の整備（９条）
- ⑤ 地域における生活環境の整備等
- ⑥ その他の手話の習得の支援
- ⑦ 手話文化の保存・継承・発展
- ⑧ 国民の理解と関心の増進
- ⑨ 手話の日
- ⑩ 人材の確保等
- ⑪ 調査研究の推進等
- ⑫ 国際交流の推進
- ⑬ 手話を使用する者等の意見の反映

◆ 国及び地方公共団体の責務、障害者基本計画等との関係、財政上の措置等

- ・ 国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する
- ・ 障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画への反映
- ・ 手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる

5 市の条例等

(1)名古屋市文化芸術推進基本条例

文化芸術は、人々の日常に溶け込み、生活に彩りと潤いをもたらすとともに創造性をはぐくむものであり、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となるものである。更に、文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するほか、新たな需要や高い付加価値を生み出すことで、質の高い経済活動の実現に寄与するものである。

名古屋は、日本の中央に位置し、古くから、多くの街道が通る交通の要衝であるとともに、発展した港を有する舟運の拠点となっており、全国から人や物が集まった。江戸時代には名古屋城の城下町として発展し、能や狂言、茶華道など武家のたしなみとされる文化芸術が花開くとともに、町民にも芝居や踊りなどが広まった。活発な人の往来や物資の流通と、今も生きる「芸どころ名古屋」の気風は、常に新しい価値を創り出そうとするものづくり文化をはぐくみ、明治時代以降の本市の産業の発展の源泉となった。

このように、本市において長年にわたり受け継がれた独自の文化芸術は、社会に活力を生み出し、これが更に文化芸術それ自体に活力をもたらしてきた。今後も本市が都市の求心力を高めながら、持続的に発展していくためには、文化芸術により生み出される様々な価値の重要性を十分に認識して、この文化芸術と社会との相互作用を維持していく必要がある。

ここに、文化芸術のたゆまぬ創造を促し、併せて誰もが等しく文化芸術を享受できるような環境の整備を図るとともに、文化芸術と様々な分野との有機的な連携を促進することで、文化芸術の多様な価値を好循環させ、もって名古屋のまちを魅力と活力にあふれるものとすることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興及び文化芸術により生み出される価値の関連分野への活用の推進（以下「文化芸術の推進」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、もって魅力と活力にあふれるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術活動を行う者 市内で文化芸術活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 市民等 市民（市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。以下同じ。）、文化芸術活動を行う者及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- (1) 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されること。
- (2) 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民がその年齢、障害の有無又は経済的な状況にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこ

れを創造することができるような環境の整備が図られること。

- (3) 文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されること。
- (4) 多様な文化芸術の保護及び発展が図られること。
- (5) 市民等が誇りと愛着を持って継承してきた本市の特色ある文化芸術の発展が図られること。
- (6) 本市の文化芸術が国内外に発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進が図られること。
- (7) 文化芸術活動を行う者に対する支援が行われるとともに、文化芸術を担う人材の育成が図られること。
- (8) 文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の推進に関する施策（以下「推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 市は、推進施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体、文化芸術活動を行う者、事業者その他の関係者との連携に努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の役割)

第5条 文化芸術活動を行う者は、その行う文化芸術活動が文化芸術の推進に資するものであることを認識し、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その実情を踏まえつつ、その事業活動を通じて、文化芸術の推進に貢献するよう努めるものとする。

(推進計画)

第7条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術の推進に関する基本的な計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ名古屋市文化芸術推進評議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、推進計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(情報の収集及び提供)

第8条 市は、市民等による文化芸術の推進に関する取組に資するよう、当該取組に関する情報の収集及び提供を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、文化芸術の推進の重要性に関する市民等の理解と関心を深めるとともに、市民等による文化芸術の推進に関する主体的な取組を促進するため、広報及び啓発を行うものとする。

(関係者の連携)

第10条 市は、推進施策を実施するに当たっては、文化芸術活動を行う者、事業者その他の関係者の間の連携が図られるよう努めるものとする。

(名古屋市文化芸術推進評議会)

第11条 市長の附属機関として、名古屋市文化芸術推進評議会（以下「評議会」という。）を置く。

- 2 評議会は、市長の諮問に応じ、推進計画及び文化芸術の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。
- 3 評議会は、文化芸術の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。
- 4 評議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、評議会に臨時委員若干人を置くことができる。
- 6 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 7 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。
- 9 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。
- 10 評議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。
- 11 前各項に定めるもののほか、評議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
（財政上の措置）

第12条 市は、推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(2)名古屋市文化芸術推進評議会規則

(目的)

第1条 この規則は、名古屋市文化芸術推進基本条例（令和6年名古屋市条例第17号）第11条第11項の規定に基づき、名古屋市文化芸術推進評議会（以下「評議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第2条 評議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、評議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 評議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 評議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 評議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会は、評議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を評議会に報告する。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第5条 評議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 評議会の庶務は、観光文化交流局において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(3)名古屋市文化芸術推進会議設置要綱 ※別表 1, 2 は省略

(設置)

第1条 「名古屋市文化芸術推進計画」(以下「文化芸術推進計画」という。)を策定し、総合的に推進するため、名古屋市文化芸術推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 文化芸術推進計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 文化芸術推進計画に係る協議、連絡調整に関すること。
- (3) 文化芸術推進計画の策定に関すること。
- (4) その他文化芸術推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議に会長、副会長及び委員を置き、別表1に掲げる職にある者で構成する。

2 会長に事故があるとき又は欠けた場合は、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、必要のつど会長がこれを招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議の協議事項の調整及び整理等を行うため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会の幹事長、副幹事長及び幹事は、別表2に掲げる職にある者で構成する。

3 幹事長は、必要のつど幹事会を招集し、会議の議長となる。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 幹事長に事故があるとき又は欠けた場合は、副幹事長がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 推進会議に関する庶務は、観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、観光文化交流局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月9日から施行する。